

三春町告示第69号

平成29年6月三春町議会定例会を、次のとおり招集する。

平成29年5月18日

三春町長 鈴木 義 孝

- | | | |
|---|-----|-------------------|
| 1 | 日 時 | 平成29年6月1日（木）午前10時 |
| 2 | 場 所 | 三春町議会議場 |

平成29年6月1日三春町議会6月定例会を三春町議会議場に招集した。

1 応招議員・不応招議員

1) 応招議員（16名）

1番 新田 信二	2番 本田 忠良	3番 影山 初吉
4番 松村 妙子	5番 山崎 ふじ子	6番 鈴木 利一
7番 佐藤 一八	8番 渡辺 正久	9番 三瓶 文博
10番 佐久間 正俊	11番 小林 鶴夫	12番 橋本 善次
13番 影山 常光	14番 日下部 三枝	15番 佐藤 弘
16番 陰山 丈夫		

2) 不応招議員（なし）

2 会議に付した事件は次のとおりである。

議案第35号 専決処分につき議会の承認を求めることについて

議案第36号 専決処分につき議会の承認を求めることについて

議案第37号 専決処分につき議会の承認を求めることについて

議案第38号 三春町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第39号 三春町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

議案第40号 三春町障害支援区分認定審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第41号 人権擁護委員候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて

議案第42号 人権擁護委員候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて

議案第43号 平成29年度三春町一般会計補正予算（第1号）について

議案第44号 平成29年度三春町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について

議案第45号 平成29年度三春町介護保険特別会計補正予算（第1号）について

議案第46号 平成29年度三春町放射性物質対策特別会計補正予算（第1号）について

平成29年6月1日（木曜日）

1 出席議員は次のとおりである。

1 番 新 田 信 二	2 番 本 田 忠 良	3 番 影 山 初 吉
4 番 松 村 妙 子	5 番 山 崎 ふじ子	6 番 鈴 木 利 一
7 番 佐 藤 一 八	8 番 渡 辺 正 久	9 番 三 瓶 文 博
10 番 佐久間 正 俊	11 番 小 林 鶴 夫	12 番 橋 本 善 次
13 番 影 山 常 光	14 番 日下部 三 枝	15 番 佐 藤 弘
16 番 陰 山 丈 夫		

2 欠席議員は次のとおりである。

な し

3 職務のため議場に出席した者の職氏名は次のとおりである。

事 務 局 長 増子 伸一 書記 久保田 浩

4 地方自治法第 121 条の規定により説明のため議場に出席した者の職氏名は次のとおりである。

町 長	鈴 木 義 孝
副 町 長	坂 本 浩 之

総 務 課 長	伊 藤 朗	財 務 課 長	佐 藤 保 良
住 民 課 長	遠 藤 信 行	除 染 対 策 課 長	村 田 浩 憲
税 務 課 長	佐久間 孝 夫	保 健 福 祉 課 長	佐久間 美代子
子 育 て 支 援 課 長	影 山 敏 夫	産 業 課 長	新 野 徳 秋
建 設 課 長	宮 本 久 功	会 計 管 理 者 兼 会 計 室 長	安 部 良 明
企 業 局 長	滝 波 広 寿		

教 育 長	高 橋 正 美	教育次長兼教育課長	永 山 晋
生 涯 学 習 課 長	本 間 徹		

農 業 委 員 会 会 長	大 内 昭 喜
---------------	---------

代 表 監 査 委 員	村 上 弘
-------------	-------

5 議事日程は次のとおりである。

議事日程 平成29年6月1日（木曜日） 午前9時59分開会

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 議案の提出
- 第5 町長挨拶並びに提案理由の説明

- 第6 議案の質疑
- 第7 議案の委員会付託
- 第8 請願・陳情事件の委員会付託
- 第9 報告事項

6 会議次第は次のとおりである。

(開会 午前9時59分)

○議長 皆さんおはようございます。開会に先立ちまして、脱衣を許します。

……………・開 会 宣 言 ・……………

○議長 それではただいまより、平成29年三春町議会6月定例会を開会いたします。
ただちに本日の会議を開きます。

……………・ 会議録署名議員の指名 ・……………

○議長 日程第1により、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、13番影山常光君、14番日下部三枝君
のご両名を指名いたします。

……………・ 会 期 の 決 定 ・……………

○議長 日程第2により、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日より6月7日までの7日間といたしたいと思いますが、ご異議ありませ
んか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日より6月7日までの7日間と決定いたしました。

なお、会期日程につきましては、配布いたしました日程表のとおりといたしますので、ご了承願
います。

……………・ 諸 般 の 報 告 ・……………

○議長 日程第3により、諸般の報告を行います。

出納検査の結果について、監査委員より、平成28年度、第12回、平成29年度第1回、第2
回の出納検査の報告がありましたので、その写しをお手元に配付しておきましたから、ご了承願
います。

……………・ 議 案 の 提 出 ・……………

○議長 日程第4により、議案の提出を行います。

提出議案は、お手元にお配りいたしました、議案第35号「専決処分につき議会の承認を求め
ることについて」から、議案第46号「平成29年度三春町放射性物質対策特別会計補正予算
(第1号)について」までの12議案であります。

……………・ 町長挨拶並びに提案理由の説明 ・……………

○議長 日程第5により、町長挨拶並びに提案理由の説明を求めます。

鈴木町長。

○町長 おはようございます。6月定例会が開会されるにあたり、現下の情勢を含め、一言
ご挨拶を申し上げます。

三春の春を代表する滝桜は、今年も見事な花を咲かせてくれました、昨年とは違いほぼ例
年通りの開花でありましたが、観光客数は約16万6千人と、昨年に比べ約2万人程度の増

でありました。

今年は、姉妹都市締結30周年を迎え、一関市及びライスレイク市からの訪問団が桜満開の時期に三春を訪れ、町内の桜のすばらしさに大いに感激しておられました。また、6月8日より24名の三春町民がライスレイクを訪問し、更なる友好を深めて参ります。

さて、現在の取り組み状況などではありますが、最重要課題である除染対策事業につきましては、住宅地及び道路等の除染を、終了することができました。仮置場につきましては、すべての除染廃棄物が搬出されるまで適切に維持管理して参りますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、公共施設につきましては、効果的・効率的に活用するために、公共施設等総合管理計画に基づいた取り組みも継続して参ります。

役場庁舎については、1年間にわたり議会と協議を重ねて参りました「役場庁舎及び関連施設整備基本構想」を踏まえ、基本設計業務に取り組んで参ります。

新たな取り組みとして、伝統的建築物の蔵を活用し観光情報拠点を中心市街地に整備する「まちの駅」事業。平成30年に生誕450年を迎える愛姫を観光資源として、「桜と歴史と文化の城下町三春」のイメージの向上を図るための事業に取り組んで参りたいと考えております。

第7次長期計画には「豊かな自然・歴史・文化に育まれ 未来に輝く元気なまち 三春」の実現を掲げております。

若者や子育て世代への支援、定住・流入の促進、そして、町民の皆さまが住み慣れた地域で自立した生活を営むための、真に必要な施策を行うため、今後とも、ご理解、ご協力をお願いいたします。

それでは、今定例会に提案いたしました議案について、その概要を説明いたします。

配布いたしました議案書、議案説明書のとおり、「専決処分につき議会の承認を求めることについて」の議案が3件、「三春町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」など、条例に関する議案が3件、「人権擁護委員候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて」の議案が2件、補正予算が4件で、計12議案であります。

補正予算につきましては、当初予算後に進展した事業などで、早急に措置すべき経費と、財源の確定があった事業を整理したものが主なものであります。

報告事項は、予算の繰越明許費の繰越し2件と事故繰越し1件であります。

慎重に審議されまして、全議案可決、承認くださいますようお願い申し上げ、開会の挨拶といたします。よろしくお願いいたします。

……………・議案の質疑……………

○議長 日程第6により、会議規則第37条の規定により、提出議案に対する質疑を行います。

これは、議案第35号から、議案第46号までの提案理由の説明に対する質疑であります。

議案第35号「専決処分につき議会の承認を求めることについて」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第36号「専決処分につき議会の承認を求めることについて」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第３７号「専決処分につき議会の承認を求めることについて」を議題といたします。
これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第３８号「三春町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第３９号「三春町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第４０号「三春町障害支援区分認定審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第４１号「人権擁護委員候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第４２号「人権擁護委員候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第４３号「平成２９年度三春町一般会計補正予算（第１号）について」を議題といたします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第４４号「平成２９年度三春町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）について」を議題といたします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第４５号「平成２９年度三春町介護保険特別会計補正予算（第１号）について」を議題といたします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第46号「平成29年度三春町放射性物質対策特別会計補正予算（第1号）について」を議題といたします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

……………・・ 議案の委員会付託 ・……………

○議長 日程第7により、議案の委員会付託を行います。

ただいま、議題となっております議案第35号から議案第46号までは、お手元に配布いたしました議案付託表のとおり、各常任委員会に付託、並びに全体会審査とすることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、各常任委員会に付託、並びに全体会審査とすることに決しました。

なお、付託以外の議案についても、各常任委員会において審査されるよう、お願いいたします。

……………・・ 請願・陳情事件の委員会付託 ・……………

○議長 日程第8により、請願・陳情事件の委員会付託を行います。

お諮りいたします。

請願・陳情事件の委員会付託につきましては、お手元に配付いたしました請願事件文書表及び陳情事件文書表のとおりです。

陳情第2号及び第3号は継続審査となっております。陳情第4号は各常任委員会に付託し、請願第1号は会議規則第87条第2項の規定により、委員会付託を省略し全体会審査といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、請願事件文書表及び陳情事件文書表のとおり、陳情第4号は各常任委員会に付託し、請願第1号は委員会付託を省略し全体会審査とすることに決定いたしました。

……………・・ 報告事項 ・……………

○議長 日程第9、報告事項について。

報告第1号「平成28年度三春町一般会計予算繰越明許費の繰越しについて」

報告第2号「平成28年度三春町一般会計予算事故繰越しについて」

報告第3号「平成28年度三春町放射性物質対策特別会計予算繰越明許費の繰越しについて」

町長より報告がありました。このことについては、お手元に配付しておきましたのでご了承願います。

……………・・ 散 会 宣 言 ・……………

○議長 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

これにて散会いたします。ご苦勞様でした。

(散会 午前10時14分)

平成29年6月3日（土曜日）

1 出席議員は次のとおりである。

1番 新田 信二	2番 本田 忠良	3番 影山 初吉
4番 松村 妙子	5番 山崎 ふじ子	6番 鈴木 利一
7番 佐藤 一八	8番 渡辺 正久	9番 三瓶 文博
10番 佐久間 正俊	11番 小林 鶴夫	12番 橋本 善次
13番 影山 常光	14番 日下部 三枝	15番 佐藤 弘
16番 陰山 丈夫		

2 欠席議員は次のとおりである。

なし

3 職務のため議場に出席した者の職氏名は次のとおりである。

事務局長 増子 伸一 書記 久保田 浩

4 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職氏名は次のとおりである。

町 長	鈴木 義孝
副町長	坂本 浩之

総務課長	伊藤 朗	財務課長	佐藤 保良
住民課長	遠藤 信行	除染対策課長	村田 浩憲
税務課長	佐久間 孝夫	保健福祉課長	佐久間 美代子
子育て支援課長	影山 敏夫	産業課長	新野 徳秋
建設課長	宮本 久功	会計管理者兼 会計室長	安部 良明
企業局長	滝波 広寿		

教育長	高橋 正美	教育次長兼教育課長	永山 晋
生涯学習課長	本間 徹		

農業委員会会長	大内 昭喜
---------	-------

代表監査委員	村上 弘
--------	------

5 議事日程は次のとおりである。

議事日程 平成29年6月3日（土曜日） 午前9時59分開会

第1 一般質問

6 会議次第は次のとおりである。

（開会 午前9時59分）

……………開 会 宣 言……………

○議長 皆さん、おはようございます。開会に先立ち、傍聴者の皆様へお願い申し上げます。

三春町議会では、開かれた議会の一環として、6月と9月の定例会については、土曜日あるいは日曜日の開催といたしておりますので、ご理解を賜りますようお願いを申し上げます。本日は、6名の議員が登壇し、一般質問を行いますので、どうか時間の許す限り傍聴くださるようお願いを申し上げます。

なお、携帯電話をお持ちの方は、電源をお切りになるか、マナーモードにしてくださいませう、お願いいたします。

○議長 三春町議会では、省エネ対策の一環として、5月から9月までクールビズを実施いたしております。ノーネクタイでの本会議といたしますので、ご理解、ご協力をお願いいたします。それでは、脱衣を許します。

..... 一 般 質 問

○議長 ただいまから、本日の会議を開きます。日程第1により、一般質問を行います。

一般質問は、会議規則第52条の規定により、一問一答方式で質問席において行います。

質問事項は、質問と答弁がよくかみ合う議論となるよう、事前通告制をとっております。

また、質問時間は、会議規則第58条の規定により、質問者1人につき、質問全体で30分以内の時間制限であります。

それでは、通告による質問を順次許します。

○議長 2番本田忠良君、質問席に登壇願います。

第1の質問を許します。

○2番（本田忠良君） 議長の許可を得ましたので、さきに通告しておきました次の2件について質問をさせていただきます。

1件目、町内集会施設の現状の把握及び不公正感の是正について、1点目、昨年12月の定例議会において、地元行政区が管理運営している集会施設については、現在どのようになっているかわからないので、平成29年3月末までに調査しますとの答弁でしたが、その調査結果、どのようになっているかお聞かせください。

2点目、1点目の調査結果、現在、災害時における一時避難所となっている建物もあると言われているが、今後、避難所として使用できるのかお尋ねします。

3点目、町所有集会施設等、地元行政区所有の集会施設において、費用負担の公平性に欠けているところがあるので、今後検討しますとの答弁でした。現在も地元行政区負担で改修している集会施設があると聞いています。あれから半年たちましたので、検討の結果をお聞かせください。

○議長 第1の質問に対する当局の答弁を求めます。

伊藤総務課長。

○総務課長 第1の質問にお答えいたします。

集会所の状況調査の結果、町所有が13施設、地元所有が46施設ございました。

町所有の施設の中でも、建設費は全て町の費用というわけではなく、団地造成や区画整理事業などにより、土地代金に集会所の費用の一部が含まれているものもあります。

主な調査結果を申し上げますと、まず、衛生設備につきましては、トイレの水洗化率が約56%、空調設備につきましては、エアコン設置率が約17%となっております。

また、施設の使用頻度につきましては、月1回から5回が約64%と最も多く、月6回から10回が約16%、月11回以上が約14%、月1回未満が約6%となっております。

次に、集会所の避難所としての利用ですが、全59施設のうち50施設が避難所として指定されております。一時的な避難場所として使用できるものと考えております。

3 番目ですが、町所有と地区所有の集会施設における費用負担の公平性についてですが、現在、集会施設に対する補助要綱の補助対象や金額等について改正案をまとめているところでございますので、7 月の全員協議会に改正案を提出し、議員の皆様のご意見を頂戴した上で、まとめたいと考えております。

現在、改修を進めている集会施設につきましては、現行の補助要綱で進めてもらうようにしておりますが、工事の完成時期によっては、改正後の要綱を適用したいと考えております。

以上でございます。

○議長 質問があればこれを許します。

本田忠良君。

○2 番（本田忠良君） まず、第1 点目の質問に対してなんですが、トイレの水洗化率が約 5 6 %、エアコンの設置率が約 1 7 %となっておりますということでございますが、エアコンの設置率が 8 3 %は未設置ということでございます。1 2 月の一般質問のときの答弁として、地元行政区が所有する集会所の建物修繕や空調設備の設置については、町の補助制度である集会施設に対する補助金を活用するなどして設置をしていただいているという答弁でございましたけれども、これは、あくまでも修繕ということでございまして、新設の空調設備は当たらないという答弁でしたけれども、この辺の総合性はどういうふうに考えているのかお聞きしたいと思います。

続いて、2 番目の質問に対してですが、全 5 9 施設のうち 5 0 施設が避難所として大丈夫だろうということでございますが、先ほど申し上げましたように、トイレの水洗率は 5 6 %、避難所として大丈夫だというのは 5 9 施設に対して 5 0 ということは、全施設の 8 割は施設として大丈夫だということでございますが、トイレの水洗化率は 5 6 %ということでございますので、避難所として大丈夫だと言っておる施設でも水洗化率がやってないという施設があると思うんです。その場合に、今現在、和式のトイレの水洗トイレでも子供は入らないと、そのぐらいの洋式トイレが普及しているんです。ましてや、以前に建てられたものは昔のトイレで、子供はもちろん大人でも入りたくないようなトイレがあるはずなんです。それでも、一時避難所として認めているのか、その辺をちょっと聞きたいと思います。

それから、3 点目として、町所有と地区所有の集会施設における費用負担の公平性に欠けるということでございますが、工事完成時期によっては、改正後の要綱を適用するということでございますけれども、それは、具体的に平成 2 9 年度からの改修工事に入ったものに限るのか、それとも、2 8 年度ぐらいまで認めるのか、その辺をちょっとお聞きしたいと思います。

3 点よろしくをお願いします。

○議長 第1 の質問に対する当局の答弁を求めます。

伊藤総務課長。

○総務課長 1 点目のエアコンの新設は補助に当たらないのかというご質問だったと思うんですけども、こちら最初に答弁いたしましたように、補助要綱の補助対象や金額について今検討しておりますので、エアコンについても、対象にするかどうか、今検討中ということで、なるべくこれも何かの補助に該当させたいと思って考えておりますので、全協のときに詳しくはご説明させていただきたいと思います。

2 点目の 5 9 施設のうち 5 0 施設が避難所ということですが、こちらは一時的な避難所ということでございますので、緊急の場合、とりあえず一時的に集会所に行っていただいて、落ち着いたら整備が整っているところに、またご避難いただくとか、そういったことになり

ますので、緊急の際は一時的なということでご使用いただきたいと思います。

それから、3点目の現在の補助要綱の時期ということですが、こちらについては、平成29年度分の工事についてを該当させようと思っております。こちら単年度の補助要綱になってますので、前年度分については、該当はできないことになっております。

以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

本田忠良君。

○2番(本田忠良君) 再確認なんですけども、エアコンの設置に関するものは、新設の空調設置でも対象になるのかならないのか、検討するのかしらないのか、その辺もう一度確認したいと思うんですが。

あと続いて、一時的な避難ですけども、幾ら一時的な避難でもトイレは使うと思うんです。だから昔の和式のトイレのところは削除したほうがいいのかないかなというふうに思うんですが、その辺ちょっとお答えをお願いします。

○議長 当局の答弁を求めます。

伊藤総務課長。

○総務課長 1点目のエアコンについては、新設も補助にしたいと思って現在考えております。

後2点目の避難所につきましては、一時的ということで、私どもでは考えているんですが、これは、地区の区長さんのほうが運営管理で避難所開設した場合、区長さんに運営をお願いするようになりますので、区長さんのほうと相談して、避難所を外すかどうか検討していきたいと思います。

○議長 質問があればこれを許します。

本田忠良君。

○2番(本田忠良君) 最後なんですけども、集会所によっては、戦前か戦後に建てられたもので、その後、改修して集会所にしたという集会施設もあるんです。それももう50年以上たっているということでございまして、できることなら、地元ではもう解体したいという集会施設もあるようなんですが、その場合、解体費用の一部負担はやっぱり町で考えるべきかなと思うんですが、その辺ちょっとお伺いできればと思うんですが。

○議長 当局の答弁を求めます。

伊藤総務課長。

○総務課長 現在、補助要綱改正について議論しておりますので、その件もその中に含めて検討させていただきたいと思います。

○議長 質問があればこれを許します。

(ありませんの声あり)

○議長 第2の質問を許します。

○2番(本田忠良君) 次の質問に移りたいと思います。2件目、滝桜観桜客についてですが、春の滝桜観光シーズンにおける近年の町の予算は、約5,100万円を見ております。ここの総入場数は、16万6,114人でした。そこで、次の質問をさせていただきます。平成25年発券枚数、19万8,605枚、収入5,958万1,500円、平成26年発券枚数、18万9,638枚、収入5,689万1,400円、平成27年発券枚数、15万1,030枚、収入4,530万9,000円、平成28年発券枚数、11万9,411枚、収入3,582万3,300円、平成29年発券枚数、13万4,188枚、収入4,025万4,400円、

以上が、最近の滝桜観桜客の数値でございます。

ここ２年間で約２，６００万円のマイナスを出しています。今後、町として、この赤字解消のためどのような対策を考えているのかをお尋ねします。

２点目、ことは、桜開花時期にカメラを抱えた街中の観光客が少なかったようです。町内には法華寺桜、福聚寺桜、常楽院桜、そして八十内かもん桜といった立派な桜が多数ありますが、滝桜観桜客に対し、これらの桜をどのようにＰＲしているのかをお尋ねします。

３点目、滝桜には、有名な弦哲也先生が作曲した滝桜千年の恋や天童よしみさんが歌っている滝桜のようにすばらしい曲が数多くあり、この歌詞の中には滝桜や三春の里といった名前や地名が出てきます。駐車場や売店のあたりでエンドレスに曲を流すことも考えるべきと思うが、町の考えをお聞きいたします。

○議長 第２の質問に対する当局の答弁を求めます。

新野産業課長。

○産業課長 １点目滝桜の観桜客についてであります。町では、滝桜の観光対策に要する経費に対し、一般財源の負担軽減を図るべく、平成２２年に観桜料を導入いたしました。

ご承知のとおり、滝桜は、開花日、開花期間等の予測が大変困難であることから、毎年、さまざまな状況を想定いたしまして、万全の準備で、観桜客の皆様をお迎えをしております。

また、開花後の花の状態に応じまして、対策の内容を変更しサービスに努めておるところでございます。

今後も、対策内容の充実を図りながら、経費の削減に努め、また、入込客数の増加のため、混雑する滝桜のイメージ、これを払拭すべく、ＰＲに取り組んで参りたいと考えております。

２点目の町内の桜ＰＲについてであります。滝桜の観光案内所には、町内の桜のパネル写真の掲示や、桜を紹介したパンフレットの設置、観光ＰＲ用のＤＶＤの放映を行っております。

また、ホームページをリニューアルいたしまして、充実した桜の情報を提供するとともに、町内の８カ所の桜のライトアップも行っております。今後は、町内の桜を周遊できる仕掛けづくり、こういったものを検討して参りたいと考えております。

３点目の滝桜駐車場や売店で、音楽の放送でございますが、地域、地区、出店者等の意見も聞きながら、検討して参りたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長 質問があればこれを許します。

本田忠良君。

○２番（本田忠良君） まず、第１点目に対しての答弁の件ですが、まず、やっぱり書いた答弁のとおり、経費削減というのが一番大切ではないかなというふうに思います。多分、警備費が一番かかっているのではないかなというふうに思うんですが、多分この警備費も、四、五年前の例えば２０万人以上とか２３万人とかの来た観光客に対してのそのときの警備体制をとっているのではないかなというふうに考えられますが、去年は、先ほど申しましたように、１６万６，０００ぐらいの観光客ということございますので、それに合ったというか、若干ふやしても、１６万から１８万ぐらいの観光客に対しての警備の体制をとるようにすれば、若干の削減はできるのではないかなというふうに思いますので、その辺の考えをお聞かせいただければというふうに思います。

それから、２点目なんですが、滝桜の観光客を町内にどうしたら入れることができるかということなんですが、ここに、すばらしいパンフレットがあるのは当然皆さんご存じだと思

うんです。これ三春町観光ボランティアガイドの会と三春まちづくり公社観光部、三春観光協会の作成したものなのですが、これ日本観光振興協会のほうから補助金をいただいてつくったものだと思いますが、すばらしんですね、これ中身が、全部で8ページあるんですけども、1枚開きますと、しだれ桜の城下町三春ガイドということで、これ町内の桜を対象にしているんですから、まず大きく写っているのが、八十内かもん桜とか、浪岡さんのところ福聚寺さんとか、あと天沢寺の桜とかって載っております、その次は、今度、三春の神社・仏閣が載ってるんです。その次のページを開きますと、三春町ボランティアガイドの会ということで、おすすめコースって6コースセッティングされてるんです。お姫様コース、お殿様コース、自由民権運動の地を訪ねて、神社・仏閣を訪ねて、さくらめぐりAコース、Bコース、そして、その次、町歩きガイドコースと桜の場所とかいろんな神社・仏閣の場所とか書いてあるんです。その次もやっぱり神社・仏閣が写真が載っております、最後のページは、三春町の4月から1年間の行事がこれ全部網羅されているんです。これを、残念に思うのは、町内に来た観光客にしか配ってないんです。というのは、多分、予算の関係上で、部数も少なく、多分三春町の町内に来た観光客にしかお配りできなかったんじゃないかなというふうに思うんです。

これをぜひ滝桜に来た人に配るべきだと思うんです。これはちょっと調べたらば、これだけ立派なものは、これ一応でき上がっているものですから、あとは印刷するだけなんです。そうすると、これだけ立派なものが一部消費税込みで28円でできるんです。1万部つくっても28万なんです。2年間で2,600万のちょっとマイナスになったら、ちょっとね28万ぐらい出して、滝桜に行きたい人に配って、町内に引き入れるような方法をとるべきだというふうに思うんですが、これぜひやってほしいんですが、その辺の考えもお聞きしたいと思います。

それから、3点目の放送ですか、これをぜひ地区、または出店の皆様の意見を聞きながらやるということでございますが、できれば、町のほうからこういうことをやりたいんだということで、地区、出店の方にそういう申し入れをしてやるべきではないかなというふうに思うんですが、その辺ちょっとお考えをお聞きしたいと思います。

○議長 当局の答弁を求めます。

新野産業課長。

○産業課長 1点目の経費の削減ということで、警備費をもっと柔軟に考えてはというふうなご意見でございます。ごもっともなご意見でございます。これまでも、開花の時期、それから、開花期間に合わせた形でそれらについては、現場対応ということで警備員の増減、こういったことを行っております。なお一層、おただしの内容を精査しまして、現場のほうと協議を進めた上で取り組んでいきたいと考えております。

2点目のパンフレットの件でございます。議員おただしのとおり、立派なパンフレットができ上がっております。残念ながら、部数の関係もちろんあったというふうなことだと思います。それらを作成いたしましたまちづくり公社、それから、ガイドの会等も協議をしながら、どういう取組みができるか検討を進めていきたいと思っております。

それから、最後の音楽、BGMというんでしょうか、こちらの件でございますが、駐車場あるいは売店、それぞれどういった場所でどういうことができるのか、音楽の有効性も含めて、町としましても、関係者の皆さんと一層相談しながら進めていきたいと考えておりますので、よろしくご理解をお願いします。

○議長 質問があればこれを許します。

(ありませんの声あり)

○議長 5番山崎ふじ子君、質問席に登壇願います。

第1の質問を許します。

○5番(山崎ふじ子君) 議長の許可を得ましたので、さきに通告しました第1の質問をいたします。国民健康保険税についてお尋ねいたします。

1、年収400万円の夫婦、18歳未満の子供2人の4人家族の世帯では、保険税は幾らになるのか伺います。

2、今回の税率の引き下げで、さきの1の世帯の場合、幾らの引き下げ金になるのか伺います。

3、国庫給付費支払い準備金約1億2,300万円のうち一部を取り崩せば1世帯当たり1万円の引き下げが可能でないかと考えますが、いかがでしょうか。

以上、3点についてお尋ねいたします。

○議長 第1の質問に対する当局の答弁を求めます。

佐久間保健福祉課長。

○保健福祉課長 ご質問についてお答えいたします。

1点目のご質問でございますが、年収400万円の夫婦子供2人の国保加入世帯の国保税額は、現行の税率で算定をした場合は、年間の保険税額はおよそ45万8,000円程度となります。

2点目のご質問についてでございますが、今回提案しております条例改正の内容により算定いたしますと、1点目のご質問にありました世帯の場合、年間の保険税額はおよそ42万9,000円程度になり、約2万9,000円ほどの減額となる見込みでございます。

3点目のご質問についてでございますが、国保給付費支払準備基金につきましては、今後予期せぬ支出増や収入減に対応するために活用することとしていますことから、今回は基金の一部取り崩しは考えてございません。

国保制度は、平成30年4月から県単位化に移行いたしますが、その際、町が負担すべき納付金や、保険料算定の基礎となります標準保険料率につきましては、各市町村の医療費水準や所得水準に応じて、県が提示する仕組みとなります。

これらのことから、来年度以降、仮に保険税率が激変することがありましても対応ができるような体制を整備して参ります。

以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

山崎ふじ子君。

○5番(山崎ふじ子君) 国民健康保険は、日本国憲法の生存権を具体化させたもので、皆保険制度は、憲法25条第2項、国は全て生活面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならないに対応した重要な社会保障制度であります。本来ならば、生活が安定し、安定して医療保険を利用できるべきであります。収入の1割近くの税負担は、国保加入者の多くが退職者、自営業、非正規労働者などで、全国平均で所得が84万円、1世帯当たりの所得が145万円の低収入の方々には大変重い税負担となっていると考えます。平成30年度には県に一元化されるため、町が独自で保険税を決めることができる最後の年です。国保加入者が納めてきた基金を取り崩し、さらなる負担軽減を図れないのか、再度伺います。

○議長 当局の答弁を求めます。

佐久間保健福祉課長。

○保健福祉課長 ご質問にお答えいたします。

国保の制度は、平成30年4月から県単位化に移行いたしますが、町の保険税率につきましては、県から示された標準的な保険料率というものを基本として、町の実際の収支を見込まして、最終的には町が決定する仕組みとなっております。

また、国保給付費支払い準備基金につきましては、30年度以降も引き続き町が保有しまして、予期せぬ支出増や収入減に活用することとしております。

これらのことから、今後の動向を注視した上で、安定して国保運営が確保できるように保険者として各種保健事業にも積極的に取り組みながら、加入者ご本人の協力を得て、被保険者の負担が軽減できるよう努めて参りたいと思いますので、ご理解いただければと思います。

以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

(ありませんの声あり)

○議長 第2の質問を許します。

○5番(山崎ふじ子君) 第2の質問をいたします。

福島第一原子力発電所事故後、当時18歳未満の町民の健康管理についてお尋ねいたします。

1、県民健康調査は、今後どのように行われていくのか、また、18歳以上になった方々の健康調査は行われているのか伺います。

2、精密検査要経過観察の方々のフォローはどのようにされているのか伺います。

3、ヨウ素剤の備蓄について、内容、予算、有効期限について伺います。

4、再び服用が必要と考えられる事態が起きた場合、誰の判断となるのか。

以上、4点についてお尋ねいたします。

○議長 第2の質問に対する当局の答弁を求めます。

坂本副町長。

○副町長 5番議員のご質問にお答えいたします。

1点目のご質問ですが、当時、18歳未満の方の健康調査は、20歳までは2年に1回、20歳以降は5年に1回、福島県において甲状腺検査が実施されております。検査は、所属する学校や保健センターなどの施設で集団検査として実施していますが、指定日に受けることができない場合でも、個別に医療機関でも検査できるよう、契約医療機関が増えております。また、県外への進学や就職後も継続して検査が受けられるように、全国的に委託契約医療機関が整備されております。

さらに、町は独自に小中学生の内部被曝検査を実施しており、県の甲状腺検査を実施しない年度には、内部被曝検査にあわせて、希望者に対し無料で甲状腺検査を行っています。

続いて、2点目のご質問にお答えします。

精密検査の実施や経過観察が必要となった方のフォローについては、県の委託を受けて福島県立医科大学が実施しています。精密検査の結果、治療や定期的な観察を必要とする場合には、保険診療による受診となるため、本人や保護者が希望する医療機関への紹介も行われています。

3点目のご質問にお答えします。

ヨウ素剤の配備については、福島県の配備方針を決定するまでの経過措置として、50メ

一トルキロ圏内の希望する市町村には、県が全住民分のヨウ素剤を配備することとしており、三春町でも全住民分のヨウ素剤を備蓄しておりました。平成28年度に福島県の配備方針が正式に決定し、県が配備する範囲は30キロメートル圏内の市町村に限定され、三春町は県の配備対象外とされました。これを受け、町は万が一の場合に備え、独自に備蓄することといたしました。備蓄する薬剤の内容は、乳幼児用のゼリータイプのもの420個と丸薬3万4,000粒で、予算はおよそ40万円程度です。薬剤の有効期限は、製造日から3年となっております。

4点目のご質問についてですが、これにつきましては、再び安定ヨウ素剤の服用が必要になる事態は起きてはならないと考えております。しかし、仮にそうした事態が発生した場合には、原発事故の経験をもとに改正された、内閣府原子力規制委員会がまとめる原子力災害対策指針に沿って、具体的には、原子力規制庁が示す配付・服用に関する方策に準じて対応いたします。

○議長 質問あればこれを許します。

山崎ふじ子君。

○5番（山崎ふじ子君） 今年の3月30日、福島県立医科大学では、これまで公表している184人の甲状腺がんの患者さん以外にも、甲状腺がんと診断されていた子供が存在することを認めました。これは、NPO法人3.11甲状腺がん子ども基金が事故当時4歳の男児に、経済支援を行っている事実を公表し、明らかになったものです。県民健康調査を受けて二次検査とされた場合に、細胞診を受け、悪性ないし悪性の疑いの場合は、検討委員会に報告されますが、その後、経過観察となった子供は手術に至っても検討委員会に報告されないということが、原発事故被害者団体連絡会の調査によって明らかになっています。つまり、これまで経過観察となった2,500人の中に、手術を受けてがんと判明した子供がどれだけいるか全くわからない、全く知ることができない状況になっているわけです。

原発当時、三春町はヨウ素剤を町民に配布したことは、保健福祉課はもちろん、町長の英断でありすばらしかったと思っております。このように、県と医科大学の隠蔽体質はその当時、事故当時より変わっていないということであり、今後再びヨウ素剤の服用が必要となったときには、町独自の判断が迫られると考えられます。そのような事態が起きないことを祈るばかりではありますが、きちんと対策がとられていることがわかれば、町民は安心して暮らせると思いますが、いかがでしょうか。

○議長 当局の答弁を求めます。

坂本副町長。

○副町長 再質問、大きく2点あったかと思えます。1点目、県の隠蔽体質があるんじゃないか、あるいは個人のその後の医療情報はどうかということだと思います。

まず、隠蔽という表現でございますが、確かにマスコミ系統ではそういうふうな表現されております。ただ、県の医部によれば、統計の方法が違ったと、カウントの方法が違ったというふうな趣旨の弁明だったと思えます。ただ、今回の事態を受けて、県は改善に動いているということは事実であります。

また、それぞれの甲状腺がんにかかってしまった方のその後の追跡調査的なご質問だったと思うんですが、それについては、これは隠すということではなくて、患者ご本人の意思、家族のご意思もありまして、それを明らかにしていないケースもございますので、そういった点もやっぱりあわせて考えるべきかなというふうに思います。

もし、仮に町内でそういうことに関して、町による医療情報の支援をご希望する方がいら

っしやれば、当然町としては、それには寄り添って参ります。

あと２点目のヨウ素剤の配布の件だと思います。先ほどの説明に若干補足させていただきますが、万が一、２３年のようになかなか危機的な状況になれば、この趣旨の中では全面緊急事態という表現をしてるんですが、そういった場合には、基本的には原子力規制委員会の判断に基づいて、原子力災害対策本部、または地方公共団体が服用を指示するという流れになっております。ただ、こういった場合においても、原子力施設から５キロ圏内、５キロから３０キロ圏内、最後に３０キロ圏外という大まかな区分がございます。そのエリアごとに順序、時間列に従っておのおの適正な対策を立てていくということになります。

もし万が一、２３年度のように、国、県との情報伝達機関が途絶えた、ある意味、町が孤立した状態になった場合には、先ほど申したとおり、地方公共団体が判断するという分がございます。前回と同じように、町としては対応して参りたいというふうに思っております。

以上です。

○議長 質問あればこれを許します。

山崎ふじ子君。

○５番（山崎ふじ子君） 町独自の判断ということのを伺いまして安心しました。

もう一点、県民健康調査の結果、精密検査要経過観察の方々に対してのフォローが医大に任せ切りではなく、町でも独自の支援が必要ではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○議長 当局の答弁を求めます。

坂本副町長。

○副町長 医療情報の提供ということがキーポイントかと思います。県からは必要に応じて医療情報は基本的には提供いただけるというふうに思っております。ただ、先ほども申し上げたとおり、患者さんご本人あるいはご家族の方が、いわゆる公になることを嫌うケースも大変多いというふうに伺っております。そういったケースを一つ一つ踏まえ、必要に応じて町が支援していくということで、先ほどは答弁させていただきました。同じでございます。

○議長 質問あればこれを許します。

（ありませんの声あり）

○議長 １５番佐藤弘君、質問席に登壇願います。

第１の質問を許します。

○１５番（佐藤弘君） さきに通告してあります２件について質問いたします。

初めに、空き家対策についてであります。

第１、空き家・空き地対策については、昨年の３月で場所、件数等について調査済みと思いますが、空き家・空き地の件数についてお聞かせ願います。

次に、特に空き家について、所有者がわからない件数または、わかっているが連絡がとれない件数をお聞かせ願います。

３、人が住める状態でない空き家、壊れてきて危険な空き家の件数、さらには、これらの空き家について具体的対策があればお聞かせ願います。

以上です。

○議長 第１の質問に対する当局の答弁を求めます。

鈴木町長。

○町長 １点目の質問にお答えいたします。

平成２７年度に実施しました調査についてですが、町内の空き家に関する調査を実施して

おり、空き家と判断される件数が240件、空き家に関する調査に伴い、空き地と判明した件数が12件になっております。

また、空き家等情報窓口に登録のある空き地が8件となっており、空き地については、合計で20件となっております。

2点目ですが、空き家に関する調査の際、所有者に対して現地調査を行うことを通知していますが、宛先不明により通知が返送された件数が12件となっております。

また、平成28年度には空き家の利活用に係る意向調査を実施していますが、この際に回答がなかった件数が88件となっております。

3点目の質問についてですが、空き家に関する調査の結果、放置される状態が続けば倒壊や環境への影響があると判断した件数が53件となっております。

また、空き家に関する具体的な対策についてですが、現在、空き家などに関する総合的な計画の素案をとりまとめており、今年度は、関係機関や不動産業・建築業者といった専門家の方々などを構成員とした協議会を立ち上げ、さまざまな立場からご意見をいただきながら計画を取りまとめ、具体的な対策につなげていきたいと考えております。

○議長 質問があればこれを許します。

佐藤弘君。

○15番(佐藤弘君) 今の答弁の中で、実際、空き家240件のうち100件が連絡がとれないし、または回答がないというのが100件もあると、ちょっと驚いた数字なんでありませうけれども、問題なのは、3点目の危険な家屋といいますか、53件だと。この53件のうちに、要するに、連絡がとれないところも何件あるのか、要するに、連絡がとれたもの、それから、連絡がとれないもののこの53件の内訳についてわかればお聞かせを願いたい。

それから、今年度はいろんな方面で具体的な今後の空き地・空き家対策を総合的にまとめるということですので、できればできるだけ早くお願いをしたいと思うんですけれども、それまでの間に、この危険な空き家が崩れかけるといふか、本当に通る場所によっても危険だと思われる場合に、町がやっぱりきちっとした対応ができるのか、そこがやっぱり住んでいる住民にとっては一番問題だと思うんです。今までの中にも、そういう家屋において、危険な状態があると、町のほうに連絡がいった、役場のほうでいろいろ手当てをしてくれたというようなところもあるようなんですけれども、中には、やっぱり連絡がとれないと手がつけようがないと、こういうようなこともあったように聞いておりますので、連絡がとれないなり、そういう建物についても、空き家についても危険だということであれば、その対応をやったりできるということをお願いをしたいと思っておりますけれども、その辺がはっきりしているのか、やっぱり手をかけることはできないのか、その辺をお聞きをしたいと思っております。

以上です。

○議長 当局の答弁を求めます。

伊藤総務課長。

○総務課長 お答えいたします。

危険と言われている53件の内訳なんですけど、内訳については、現在資料を手元に持っておりませんので、後日お届けしたいと思います。

2点目の危険な建物の対応の件なんですけど、ことしも2、3件対応しておりますが、区長さん等にお世話になって、地元の方と協議しながらやったケースもございますが、その建物の建っている場所が、公共施設、道路とかの脇に建っている場合と、それから、山の中の一軒家、そういった場合等ございまして、その条件によって、町がある程度、手を出せる場合

と、それから、県になる場合と個人間でやっていただくという場合があるものですから、ケース・バイ・ケースで対応という形になるかしかない状態で現在はありますので、個人間でどうしても町のほうでは手が出せない場合もあるということでございます。

○議長 質問があればこれを許します。

佐藤弘君。

○15番(佐藤弘君) 話は言われていることはわかるんですけども、個人間でってというよりも、要するに山奥にあるとか、全然問題はないという危険であっても、即問題になるようなところではないということは、町でどうこうするというにはすぐならないと思うんですけども、要するに、道路のすぐ脇に建っている屋根が崩れてきそうだと、こういうところについては、やっぱり個人間云々じゃなくて、連絡がとれないし、所有者もはっきりまだわからないと、こういうことであれば、本来ならば、所有者があるわけですから、町が無断で手を入れるなり、対処するということはできないと思うんです。それは、住民もわかっているとは思いますが、しかし、住民が手を出すわけにはいかないんで、やっぱり町のほうに何とかしてくれという話が多分あったと思うんです、今までも。ただ、それなりに対応をされているようなんで、ただ、やっぱりそういうときも町はきちっと対応しますよというようなことをやっぱりできれば言っていただければ、町民のほうも安心する。ところが、言ってやってもうんともすんともないし、いや、ここは連絡がつかないんだからなと言われると、これはまた区長さんも含めて、困っている問題もあるだろうと思いますので、その点について再度お尋ねをしたい。

○議長 当局の答弁を求めます。

伊藤総務課長。

○総務課長 町のほうでできる範囲内で対応はしていきたいと思っております。よろしくお願いします。

○議長 質問あればこれを許します。

(ありませんの声あり)

○議長 第2の質問を許します。

○15番(佐藤弘君) 次に、三春町の放射能に関する教育についてお尋ねいたします。

県外に避難した子供に対するいじめについて、新聞報道などでは、県は対策として、正しい放射能教育をしなければと言っているようですが、町には教育内容の変更等についてきておりますか。

今まで県が各市町村に出している内容は、放射能は地球上に昔からあり、問題はない、除染すればオーケー等、大丈夫、怖くないで終わっています。これが本当の教育なんだろうかと、事実に基づいて原子力発電所の事故において、放射能がばらまかれ避難を余儀なくされ6年も家に帰れない、故郷はもとに戻らない。危険で恐ろしいことを教えるべきだと思いますがいかがでしょうか。

以上。

○議長 第2の質問に対する当局の答弁を求めます。

高橋教育長。

○教育長 お答え申し上げます。

初めに、教育内容の変更についてお答えいたします。県作成の放射線等に関する指導資料については、現時点において内容に大きな変更点はございません。

次に、三春町の放射線教育についてお答えいたします。現在、町内小中学校の全ての学年

において、教育課程の中に放射線教育の時間を位置づけ、発達段階に応じて、放射線とは何か、放射線の影響、放射線から身を守るためにはどうすればよいかなどの学習を行っております。また、三春中学校では、県の放射線教育推進支援事業実践協力校の指定を受け、三春町の除染の実態や農作物の状況等について生徒一人一人が課題を見つけ、実際に聞いたり、さまざまな資料を活用したりして調べ考えたことを発表する、独自の教育実践を進めております。この取組みについては、昨年度、町内の多くの教員が参観し、自校の放射線教育の参考にしております。

これらの教育を通して、放射能の危険性や、原発事故後今もなお故郷に戻れないで避難している人々がいる事実についても、子供たちに教えることが大切だと考えております。このことにつきましては、各学校の校長へ校長会等を通じて伝達しておりますが、具体的な指導内容についてはそれぞれの学校の判断に委ねているところですので、教育委員会としましては、その内容について把握して参りたいと考えておるところです。

以上でございます。

○議長 質問があればこれを許します。

佐藤弘君。

○15番(佐藤弘君) 大変結構なことだと思うんですけども、問題なのは、三春町がきちっと危険性も含めて協議をすると。しかし、県の指導内容については、そこまでないのではないかと。したがって、仮にないとすれば、町から県のほうにやっぱりきちっと、これ全県的にやっぱりなっているわけですから、三春町から発信をしていただきたいなと思ってます、その辺について。

それから、これは、非常にきつい質問になるのかなと私は思っているんですけども、答弁の中に、放射線から身を守るためにはどうすればよいのかなどの学習をとあります。この放射線から身を守るための教育というのはどういう教育なのか、ちょっと私も、非常に子供らにとっては、放射能そのものは目に見えないんで、身を守るためにどうすればいいのかって私も聞かれても答えられないで、教育の場で先生方が具体的にどういうことで教えているのか、私はちょっとこれは非常に難しいのではないかなと思うんですけど、だから、そういう意味では、事実をきちっと教える危険だったって、いまだにやっぱり帰れないでいると。したがって、完全なる復興はないんです、福島には。我々復興に向かっていろんな努力をしていますけれども、最終的にもとに完全に戻るなんていうことはあり得ないし、双葉のそのものが、それぞれの町がきちっとなるということはあることを知っているわけです。しかし、知っている、そういう実態をきちっと教えることがこのことなのかなと私は思うんですけども、その辺どうなのかお尋ねをいたします。

○議長 高橋教育長。

○教育長 お答えします。

三春町から発信するということがございました。先ほど、三春中の取組みについてお話ししましたが、その三春中の研究というか、授業公開については、県内全域から授業参観に来て、研究の状況について一緒に考えたという実践でありました。これは、小中学校いずれもです。

それから、第2点目についてですけども、当時につきましては、私たちも迷うところがあったんですが、ただ、目に見えないと、今議員さんのおっしゃったとおりでありますので、外に出ないようにということで指導した覚えがあります。その点かと思うんですけども、私自身もこれからその辺については研究して参りたいと思いますし、あと各学校さんにも、

どのようにしてその辺についてもかかわっているかについても聞き取りながら、こちらでも研究していきたいというふうに思っています。

○議長 質問があればこれを許します。

佐藤弘君。

○15番(佐藤弘君) ただ難しいのかなと思うんですけども、当時はやっぱり今おっしゃったとおり、できるだけ外で遊ばないとか、土いじりをしないとか、そういうことだと思うんですけども、ただ、これからの問題として、当時の云々じゃなくて、教育の中で、これからの問題として放射能から守るというのは、そういう意味で私は受けとめたもんですから、したがって、これからやっぱり子供らに放射能から守るなんちゅうことは、やっぱり福島で起きた実際のことをきちっと教えることだと、そういうふうに思うんでありますので、その辺についてはどういうふうに考えるのか再度お尋ねをしたいと思います。

○議長 当局の答弁を求めます。

高橋教育長。

○教育長 先ほども申し上げましたが、福島のこの経験については、それぞれ福島にいるものとして、どういうふうにそのときに対応したかについては、そのときの状況、まだ頭にあります。そのことについても、もちろん子供たちに教えているところではあります。

今後、今も申しましたとおり、各学校で、今後ともその辺についてもどのように対処をしているかについて聞き取りながら、一緒に考えていきたいというふうに思っています。

○議長 質問あればこれを許します。

(ありませんの声あり)

○議長 傍聴者の方にちょっとお願い申し上げます。前列から2番目の方、先ほど何かスマホでこの場面を撮られていらっしゃいましたか。撮りました。その件につきましては、スマホのほう、総務課長のほうにちょっとお預け願いたいと思いますので、よろしく願いいたします。

傍聴者の方に改めてお願い申し上げます。録音、それから、写真撮影、それから、新聞の持ち込み、杖の持ち込み、そういったものは禁止されておりますので、ご了承願いたいと思います。

大変申しわけありません。写真撮影、そういったものは許可制ということになっておりますので、事前に申し入れをしていただきたいというふうに思います。

それでは、次に進めたいと思います。

○議長 4番松村妙子君、質問席に登壇願います。

第1の質問を許します。

○4番(松村妙子君) 議長の許可を得ましたので、さきに通告しました2点について質問させていただきます。

まず、1つ目には、動物愛護及び管理について、狂犬病は、人間を含む全ての哺乳類に感染し、発症すると100%死亡する悲惨で極めて恐ろしい、人と動物の共通感染症であります。日本では、1957年以降の発生は確認されておられません、世界の大部分の国では、多くの発症があり、毎年約5万の人と数十万の動物が死亡していると言われております。近年は、犬のほか、各種動物の輸入や密輸などにより、狂犬病発生国からの多くの動物が日本に入ってきており、いつ狂犬病が発生しても不思議ではない環境となっております。動物愛護管理について、動物に思いやりを持つことは結果として一重の思いやりに通じると言われ

ております。愛犬手帳には、狂犬病予防や動物の飼養管理と愛護に関する条例などが書かれております。狂犬病予防法において、予防注射の義務づけがされております。

三春町においても、5月に各地区巡回における狂犬病予防注射集団注射の接種が行われて参りました。

そこで、1つ目の質問に入ります。犬の飼育件数と狂犬病予防注射の接種率はどうか、過去3年の状況をお尋ねいたします。

○議長 第1の質問に対する当局の答弁を求めます。

遠藤住民課長。

○住民課長 ただいまの質問にお答えいたします。

町では、狂犬病予防法に基づいて、毎年5月下旬の土日4日間を利用し町内15カ所において、定期集合狂犬病予防注射を実施しております。

本年度は、集合注射で507頭、動物病院等で38頭の計545頭に予防接種を実施しており、5月末現在で登録頭数1,058頭、接種率51.5%となっております。

また、過去3年間の状況につきましては、平成26年度登録頭数1,073頭、接種頭数748頭、接種率69.7%、平成27年度登録頭数1,065頭、接種頭数729頭、接種率68.5%、平成28年度登録頭数1,086頭、接種頭数740頭、接種率68.1%となっております。

今後とも、飼主の皆様には狂犬病の予防注射の重要性をご理解いただき、引き続き広報等を利用して接種率向上に努めて参りたいと考えております。

以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

松村妙子君。

○4番（松村妙子君） 接種していないあとの約30%、こういった対応をされているのかお尋ねいたします。

○議長 当局の答弁を求めます。

遠藤住民課長。

○住民課長 ただいまの再質問にお答えします。

町のほうでは接種されていない方については、電話等で接種していただくようお願いを申し上げます。

以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

松村妙子君。

○4番（松村妙子君） ただいま電話で促されているということでありました。飼育件数について、登録されているのは、接種されていないところは、再度連絡する、連絡していただいているようですが、この飼育件数の確認をする中で、例えば、犬が死亡しているとか、死亡しているけれども、届け出を出さなかった。または引っ越して飼い主の住所が変わっていた、そういうことも確認できるのかと思います。本当に1件1件の確認作業というのはもう本当に大変であるとは思いますが、把握して接種率を上げていくことも最も大事なかと思いますが、いかがでしょうか、再度お尋ねいたします。

○議長 当局の答弁を求めます。

遠藤住民課長。

○住民課長 ただいまの質問にお答えします。

電話等により、今お願いはしているわけですが、接種率向上のため、ほかにも、先ほど議員さんのおっしゃったとおり、全世界で日本以外は5万人以上、毎年亡くなっているというふうなことで危険性、後は狂犬病予防法の中で、現実的に第27条なんですが、罰則規定がありまして、20万以下の罰則があると、そういったことも含めて、通知をさし上げて、広報に努めて参りたいと思います。

以上です。

○議長 質問あればこれを許します。

(ありませんの声あり)

○議長 第2の質問を許します。

○4番(松村妙子君) 第2の質問に入らせていただきます。

災害時における避難所や病院等でのお湯と飲料の確保のための災害協定の推進について。平成7年の阪神・淡路大震災や平成23年の東日本大震災、さらには、一昨年の関東・東北豪雨など、我が国ではこれまでも地震、津波、さらには台風等による風水害や多くの災害が発生しております。

このような経験から、国をはじめ、各自治体では、防災、減災に対する意識が高まり、各地でその対策や防災訓練などが講じられております。

そのような中、被災地では、その避難初期段階及び避難所において、飲料を確保することが重要であります。近年、飲料、自動販売機の中には、災害時に被災者に対し無料で飲料を提供する災害支援型自動販売機があり、各地方自治体においては、災害時に被災者に飲料を提供することを目的に、飲料メーカーとの被災支援協定を進めている自治体があります。

中でも、東日本大震災の経験から生まれた災害対応型紙カップ式自販機は、災害発生後、電気、水道が確保されれば、災害時にお湯、水、特に、お湯が無料で提供できるため、赤ちゃんの粉ミルクの調乳やアルファ米等の調理等において大きなメリットがあるとされております。

そこで、三春町においても、このように、災害時に、避難所や病院等において、お湯等の飲料を提供できる災害型紙カップ式自販機の設置及び災害協定の締結を検討するべきであると思いますが、いかがでしょうか、お尋ねいたします。

○議長 第2の質問に対する当局の答弁を求めます。

伊藤総務課長。

○総務課長 第2の質問にお答えいたします。

おただしの災害対応型紙コップ式自動販売機は、取り扱い業者と災害協定を締結の上設置し、平時には通常の販売を行い、非常時には無料で飲料の提供を受けられるというものかと思っております。

避難所に指定しております町有施設のうち、三春交流館、町民体育館及び福祉会館に現在、飲物の自動販売機が設置されておりますが、いずれも町が設置した自動販売機ではございませんので、設置者のほうへ、おただしの紙コップ式自動販売機の設定について働きかけをして参りたいと思います。

また、現在自動販売機を設置しております町内の病院についても、災害対応型自動販売機の導入について働きかけをして参りたいと思います。

○議長 質問があればこれを許します。

松村妙子君。

○4番(松村妙子君) 三春町の防災計画の中にあります給水計画、この災害により、水路、

井戸等の給水施設が破壊され、また、飲料水が汚染されたことにより、飲料水等を得ることができなくなったとき、必要最低限度の飲料水の供給と医療用水等を優先的に確保するとあります。また、この飲料水供給の概要には、町は県及び国の協力を得ながら災害による被災者に対し、おおむね、当初最低1人当たり1日3リットルの飲料水を提供するとあります。また、その後は、この復旧の段階に応じて漸増させ供給する。なお、市販の容器入り飲料水の確保についても検討を行うものとして書かれております。この紙カップ型の自動販売機の活用事例をちょっと2点ほど述べさせていただきます。

これは、山梨県の上野原市であります。ここでは、交通網が遮断するほどの大雪、降雪がありました。災害協定締結先である上野原市では、帰宅困難者のために、市営施設を開放、災害対応型紙カップ式をご利用いただき、延べ5日間で約550杯のお飲み物を無料で提供させていただいたということでもあります。

また、これは、茨城県つくばみらい市におきましては、隣接する常総市から避難者を受け入れるため、つくばみらい市総合運動公園体育館などを避難所として開設、災害対応型自販機をご利用いただき、1カ月間で約8,322杯のお飲み物を提供させていただいたという事例があります。

災害型カップ式自販機、この全国的な設置状況であります。2015年8月末現在におきまして、病院等においては52件、64台、自治体においては36件、65台、その他、合計しますと235件、295台という状況であります。この福島県におきましては、福島県赤十字、また相馬市の病院となっております。

県内においても、まだまだ少ない状況ではありますが、いつ発生するかわからない災害に対する意識を高めていく必要があると思いますが、いかがかどうかお尋ねいたします。

○議長 当局の答弁を求めます。

伊藤総務課長。

○総務課長 災害対応型紙コップ式自動販売機につきましては、電気と水が供給されていないと使用できないということがございます。電気と水が供給されているのであれば、紙コップ型自動販売機を使用しなくても、避難している方は、水道水、そして、電気でもってお湯を沸かして利用はできるかと思えます。また、紙コップ式の自動販売機ですと、出てくるまでに時間がかかって、長蛇の列ってなりますので、それであれば、水道水をご利用されたほうが早いかと思います。

また、その被災地に交通網とかが途絶えて、補充ができなかった、それから、紙コップの在庫が切れてしまったということで、何日間かそれも利用できなかったという事例もあったかと思えます。一長一短でございますが、設置のほうについては、設置者の判断に任せるしかないかと思っております。

なお、ペットボトルとかそういったものにつきましては、県のほうに要請をすれば、県で包括的契約を結んでおりますスーパー並びにコンビニ等から支給されるということになってございます。

以上です。

○議長 質問あればこれを許します。

松村妙子君。

○4番（松村妙子君） 確かにメリット・デメリットというのはあると思いますが、この自販機の場合、例えば、冬、寒い時期でありますと、温かいものが飲める、そういうメリットもありますし、また、赤ちゃんを抱えている若いお母さんにとっては、この自販機の紙カッ

プというのは、赤ちゃんが飲めるように変形することによって、哺乳瓶の役割をする、そういうメリットもあります。1回押すことによって一定の量、一定量のお湯が出るということで、はからなくても手軽に、例えば、赤ちゃんで1回分のミルクをつくるという、そういうメリットなんかもあるということでもあります。確かに電気が来ないことには、この自動販売機であっても使えないとは思いますが、今後、このような自販機を検討していただくことも大事かと思うので、その辺のお考えはいかがでしょうか。

○議長 当局の答弁を求めます。

伊藤総務課長。

○総務課長 先ほども申し上げましたが、町で設置している自動販売機は今のところございませんので、今後、設置することになれば、そのときは、一つの検討材料として検討させていただきたいと思います。

○議長 質問あればこれを許します。

(ありませんの声あり)

○議長 1番新田信二君、質問席に登壇願います。

第1の質問を許します。

○1番(新田信二君) ただいま議長から許可がありましたので、さきに通告してあります4件につきまして質問いたします。

まず、1件目の質問に入ります。除染に伴う除去土壌等の仮置き場から中間貯蔵施設保管場所への輸送について、質問の要旨といたしまして、三春町には、6カ所の仮置き場に除去土壌等が仮置きされています。中間貯蔵施設への輸送は現在どのように進行しているか伺いたいします。

○議長 第1の質問に対する当局の答弁を求めます。

村田除染対策課長。

○除染対策課長 1番議員のご質問にお答えします。

中間貯蔵施設は、国が除染廃棄物を最終処分するまでの間、安全かつ集中的に管理・保管するために、大熊町と双葉町に、合わせて1,600ヘクタールの用地を確保し設置する施設です。ことし3月末現在で約418ヘクタール、用地全体の26.1%が契約済みとなっております。

一方、町内6カ所の仮置場には、ことし3月末現在で約14万5,000袋の除染廃棄物が保管されています。平成27年度試験輸送として1,000袋、28年度には3,687袋を、町で最初に保管を始めた北部三地区仮置場から搬出することができました。今年度も1万500袋の搬出が計画されております。

搬出量の割り当てについては、中間貯蔵施設の整備状況に応じ、各自治体ごとの発生量などを踏まえ、1年ごとに国から示されております。

平成30年度の市町村への割当量については、30年の1月から3月の間に示される予定となっております。

町は、今後も全ての除染廃棄物が中間貯蔵施設へ搬出されるまで、適切に管理して参りますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

○議長 質問があればこれを許します。

新田信二君。

○1番(新田信二君) 中間貯蔵が、双葉、大熊、檜葉との交渉が2年半ぐらい遅れている

ようですが、県、国からの要請をお伺いいたします。

○議長 新田さん、他市町村の対策についてですか。

○1番（新田信二君） 中間貯蔵の交渉が遅れている状況です。2年半ぐらいもう交渉が遅れているということです。

○議長 村田除染対策課長。

○除染対策課長 ただいまの再質問でございますけども、当初計画していたよりも、国の進みぐあいが遅いということでございますけども、新聞報道等でもありますけども、人員等を増員して、現在、国も加速してやっているということで情報を得ております。

以上でございます。

○議長 質問があればこれを許します。

新田信二君。

○1番（新田信二君） 除染が終了している市町村への帰還が遅れている、また、帰還ができないのは、仮置き場からの除染廃棄物運搬が遅れていることも一つの原因と思います。今後、フレコンバックが山積みになっているその地域の環境問題ともなっております。震災後丸6年が経過しております。地域のため、将来を担う子供たちのためにも、県、国に対し、町から強い要請をお願いしたいと考えております。お伺いします。

○議長 三春町に関係する事項ですか。三春町は避難区域でも何でもないので、今、自主避難は何人かしてはいますが、ですから、今の質問については対象にならないと思います。避難地域のことですね。

○議長 質問があればこれを許します。

（ありませんの声あり）

○議長 第2の質問を許します。

新田信二君。

○1番（新田信二君） 2件目の質問に入ります。原発事故による自主避難者について、質問の要旨、ことしの2017年3月末で災害救助法に基づく住宅等の無償提供支援期間が終了しましたが、県外に避難している約2万6,000人の8割近くが4月以降も避難先での生活を継続せざるを得ないと回答をしております。各都道府県が独自支援等を打ち出している中で、全25カ所で生活再建支援拠点の設置による相談説明会が行われています。国・県が取り組んでいる、子供・若者育成プロジェクト活動支援事業等の活用で三春町が定住の呼びかけに取り組むべきと考えますがお伺いします。

○議長 第2の質問に対する当局の答弁を求めます。

伊藤総務課長。

○総務課長 福島県では、県外に避難されている方のために生活再建支援拠点を全国の25カ所に設置しております。この生活再建支援拠点は、帰還や生活再建に向けての相談、必要な情報提供のために設置されているものでございます。

こうした生活再建支援拠点において、三春町への移住・定住に向けた取り組みを行うべきとのおただしかと思いますが、県内の避難自治体の帰還に向けた取り組みや生活再建支援拠点の趣旨・目的などを踏まえたと、ご指摘のような取り組みを行うことは考えておりません。

ただし、移住・定住に向けた取り組みや子育て支援など、さまざまな対策を実施している中で、財源の確保やさまざまな機会をみつけての情報発信などは、当然ながら行っていくべきであるものと考えております。

○議長 質問があればこれを許します。

新田信二君。

○1番（新田信二君） 平成23年3月以降に県外に避難所は、国が定めた避難地区からの避難者と自主避難した自主避難者と分かれております。自主避難者にもいろんな立場があり、避難を余儀なくされている方も多くいます。また、仕事等で家族がばらばらな人生を送っている方も少なくありません。できれば、福島県に戻りたい、福島で仕事がしたい方々が多くいるということです。

三春町は、郡山市、本宮市、田村市、須賀川市に囲まれて住んでよし、働いてよし、子育てによしと恵まれた環境です。また、三春町には、空き地があり、空き家があり、農地もあり、現在も富岡町、葛尾町の方々が楽しく暮らしていただいていることと思います。

三春町は、日本三大桜の滝桜で日本中に名の知れた町です。若い方たち、これからの日本を担う子供たちに、三春町をPRして、一人でも多くの方々に福島への帰還を応援してはどうかでしょうか、お伺いいたします。

○議長 当局の答弁を求めます。

伊藤総務課長。

○総務課長 議員さんおっしゃるとおり、なるべく多くの方に帰還していただきたいと思っております。ただ、もともとお住まいのところに帰還するのが第一だと思っておりますので、三春町としては、三春の方が、今自主避難されている方がなるべく三春に戻ってきていただければと思っております。

以上す。

○議長 質問あればこれを許します。

（ありませんの声あり）

○議長 第3の質問を許します。

○1番（新田信二君） 3件目の質問に入ります。消防団員の確保について、質問の要旨は、地域で火災などの災害から町民の生命・身体・財産を守るため、重要な立場で活動している地域の消防団員が全国で減少している状況です。今後、高齢者の社会が続く中、消防団員の確保に町としてどのように取り組んでいくのかお伺いします。

○議長 第3の質問に対する当局の答弁を求めます。

鈴木町長。

○町長 質問にお答えいたします。

消防団員の確保につきましては、町消防団においても、団員定数維持のため大変な努力をいただいておりますが、年々減少している状況であります。このような状況を改善するため、町と消防団は、費用弁償の増額や県と合同で事業所を訪問し、消防団に対する理解を深めるなどの対策を行っております。

また、昨年度は、日中の地域防災力維持の観点から、機能別消防団員の拡充が可能となるよう条例及び規則を一部改正いたしました。具体的な運用方法については、今後、町と消防団で検討して参りますが、機能別消防団員の拡充により、団員の確保を図って参りたいと考えております。

今後も引き続き、消防団や県と連携し、団員確保に向けて取り組んで参ります。

○議長 質問があればこれを許します。

新田信二君。

○1番（新田信二君） 消防団活動は家族の理解、企業の協力が得られないと、自分に意思があっても入団が難しいのが消防団活動です。これから先の高齢化社会を迎え、安全安心な

市域づくりに各地域での自主防災活動の取組みが重要となります。市域の自主防災活動で、人命・財産を守っていくためにも、消防団員の確保は重要です。今後について、消防団員確保には、地域、各自治体、各団体、企業、商工会等の支援協力に取り組むべきと思いますが、お伺いいたします。

○議長 当局の答弁を求めます。

伊藤総務課長。

○総務課長 議員さんがおっしゃるとおりだと思います。なるべく多くの方にお声かけして、ご協力いただきたいと思います。と考えております。

○議長 質問あればこれを許します。

(ありませんの声あり)

○議長 第4の質問を許します。

どうぞ。

○1番(新田信二君) 4件目の質問に入ります。街なか観光活性化について、質問の要旨、春が似合う三春町です。ことしも県内外から多くの方々が町内外を含め、各観光名所に訪れました。特に1年を通して街なかを歩く人が増えてきたことに感激と喜びを感じています。ただ、高齢者の方が多いため、休憩場所を設ける必要があると考えますが、今後の計画をお伺いします。

○議長 第4の質問に対する当局の答弁を求めます。

新野産業課長。

○産業課長 街なかの休憩場所についてのご質問でございます。町ではこれまでに、役場、図書館、子育て支援センター、交流館まほらなどの公共施設にベンチの設置を行って参りました。また、大町地内のポケットパークや北町の道路整備にあわせたベンチの設置も行参りました。さらに、商店街におかれましても、個店ごとにベンチの設置に取り組んでいただいております。

今後の観光客の高齢化を考えた場合、ベンチあるいは休憩場所の必要性は高まるものと考えられます。町といたしましても、公共施設の整備の際には、これらを踏まえた計画を検討していくとともに、商工会、商店会等との連携を一層図って参りたいと考えております。

○議長 質問があればこれを許します。

新田信二君。

○1番(新田信二君) 三春町は、神社・仏閣に囲まれた街並みで、歩いて歴史文化を楽しめる企画を準備しております。和算の和算巡り、欧州三春数珠巡りで街なかを巡りながら、四季を通して三春を訪れていただいております。特にお寺を10カ所歩いて回れる町は数少ないはずです。三春が誇れる観光資源です。今後、商工会との取組みで休めて癒される三春街並みの取組みで、高齢者に対しておもたなしができる町に期待しております。

内容的には、ベンチでよいと思います。ただ、設備資金について、国県助成金等の対応ができるのかお伺いいたします。

○議長 当局の答弁を求めます。

新野産業課長。

○産業課長 国県そういったところの助成金のことでございますが、ベンチ単独あるいはそういう備品といったものについてのものは、なかなか単独のものとしては難しいかとは思いますが、例えば、それらを含めた施設の整備であったり、あるいは公園、そういった事業の中での取組みというのは、十分可能性があるものと考えておりますので、そういった公共施

設等の整備の際には、休憩施設の設置についても十分検討を進めて参りたいと考えております。

○議長 質問があればこれを許します。

(ありませんの声あり)

○議長 一般質問、午前中はこれで終わりにして、再開は、午後１時といたします。休憩といたします。

……………・・ 休 憩 ・……………

(休憩 午前１１時５６分)

<休 憩>

(再開 午後０時５９分)

……………・・ 再 開 ・……………

○議長 それでは、休憩を閉じて休憩前に引き続き一般質問を行います。

○議長 ３番影山初吉君、質問席に登壇願います。

第１の質問を許します。

○３番（影山初吉君） さきに通告しておきました２点について質問いたします。

まず、第１点目ですが、火葬場建設とペット、有害鳥獣焼却施設整備について伺います。

平成２８年６月定例会で同僚議員が質問した火葬場建設について、再度質問させていただきます。

三春町においても、平成４０年から５０年にかけて火葬件数がピークを迎えると考えられ、これに対応できるよう火葬場の整備が必要である、考え方、進め方について議会と協議するとの答弁がありました。

また、整備に際しては町単独か共同で設置かですが、そこで質問をいたします。

まず、第１点目ですが、火葬場に関し現在どのような状況下にあるのか伺います。

２点目ですが、設置整備に際して場所の面積、建設費の総額、補助金について、また、維持管理業務（指定管理を含む）などについて伺います。

３点目ですが、今回、猟友会三春分会より有害鳥獣等捕獲後の処理に関する陳情が町に出されたようでありますが、ペット、有害鳥獣（主に獣）の焼却施設建設もあわせて検討すべきと思いますが、当局の考えを伺います。

○議長 第１の質問に対する当局の答弁を求めます。

坂本副町長。

○副町長 第１の質問にお答えします。

１点目ですが、昨年６月の定例会で答弁しましたとおり、火葬場に関する現状及び課題の把握、周辺自治体や先進自治体の情報収集など、火葬場の整備検討に当たっての基礎的な作業に取り組んでいるところであります。

また、火葬場の整備については、広域化の可能性について、近隣自治体と協議を進めております。

２点目ですが、現段階で具体的な整備計画がないため、正確な数字を申し上げることはできませんが、ほかの自治体の火葬場を参考にしますと、火葬炉数を２基とした場合、必要とされる敷地面積は１万平方メートルから１万５，０００平方メートル程度、建築面積は１，０００平方メートル程度と考えられます。

また、火葬場本体の建設にかかる費用では、最低でも約７億円と試算されます。土地取得

費や造成工事費などは、立地条件により大きく変わるため、この建設費には含めておりません。

維持管理業務につきましては、直営、業務委託、指定管理者制度などの方法があり、今後検討が必要ですが、近隣自治体の火葬場を参考にとすると、維持管理費用は、年間2,000万円から3,000万円ほどかかるものと見込まれます。

なお、火葬場整備に関する補助金は現在のところございません。

3点目ですが、イノシシなどの有害鳥獣の処分が喫緊の課題となっております。これらは既存の焼却施設で焼却処分をしていますが、引き続き既存の焼却施設で効率的に焼却処分が行えるよう、手法などの見直しを図りたいと考えております。なお、ペットの焼却施設につきましては、人の火葬場整備を優先的に検討しつつ、当該火葬炉または既存ごみ焼却炉との併設について、関係自治体と協議して参ります。

○議長 質問があればこれを許します。

影山初吉君。

○3番（影山初吉君） 1点目ですが、火葬場の整備に関しては、広域化の可能性や近隣自治体と協議を進めるということですので、これで結構だと思います。

問題は、3点目であります。イノシシなどの有害鳥獣の焼却処分、既存の焼却施設で有効的に焼却処分を行えるよう手法などを考えるということですが、28年度は三春町では、およそ六十数頭が捕獲されたと聞いております。県内では、大体4割が焼却、6割が埋設、埋めるということになっているそうであります。なぜ既存の施設で焼却できないかというのと、火力が足りない、火力が少なくて、というのは、1頭丸々大きいものになると150キロぐらいあるんです。そういうのは丸々焼けないから、もう4つ、5つに分けて細かくして持ってきてくださいということだと思ふんです。そういうことだと思いますし、火葬場は、これからまだ切迫した問題ではないので、これは、今までどおりでいいんですが、やっぱりこの焼却施設関係は、これはもう急ぐべきだと思うんです。実施隊の中にはユンボも持っている土地もあるという人は埋設は可能なんです、やっぱり土地もない、自分でスコップで穴を掘って埋まんだなというのは、至難の業ではないということですので、やっぱり、これは、この次に出てくるペットの焼却と、もちろんあわせもつての考えだと思うんですが、これは、本当に緊急な課題だと思いますが、その辺の取組みをお伺いいたします。

○議長 当局の答弁を求めます。

坂本副町長。

○副町長 イノシシの焼却処分ということで、先ほど手法などの見直しというふうにお答えさせていただきました。具体的に申し上げたいと思うんですが、まず、今現在問題となっているのは、イノシシを丸ごと焼却できない、しても、燃え残りが出ることが焼却施設で問題となっております。ほかの地区では、解体を求められる地区もあるというふう聞いております。

したがって、有害鳥獣駆除隊にとってみれば、捕獲したイノシシの解体ですとか、腐敗の問題、あるいは200キロクラスのものもあると伺ってますので、作業性の問題、こういった問題がございます。

では、それを焼却施設、専用の施設というのも一つの方法なんです、やはり、それなりの整備費、それに伴う人員なども必要となってきますので、まず検討いたしましたのは、既存の焼却施設に、実は大型の廃棄物の切断施設がございます。今現在、それは使用してございません。今試験的にこれから広域の組合でも取り組むと情報は得ておりますが、例えば、

イノシシを冷凍にして、そして、大型の切断機で焼却すれば、火力が足りないということはまずないと思います。まずは、そういったものを試してみて、効果があればそれで対応したい、それで全く効果がなければ、議員おっしゃるとおり、専用の施設、相馬のほうでは整備したようですが、そういったことも含めてその次に考えていくといった手順で考えてございます。よろしくお願いいたします。

○議長 質問あればこれを許します。

(ありませんの声あり)

○議長 第2の質問を許します。

○3番(影山初吉君) 第2の質問に移ります。町営墓地について。

- 1、現在の町営墓地の残数について伺います。
- 2番目に、今後墓地に関する取組みについて伺います。
- 3、ペット霊園、有害鳥獣慰霊等の町の考え方を伺います。

○議長 第2の質問に対する当局の答弁を求めます。

遠藤住民課長。

○住民課長 第2の質問にお答えします。

1点目ですが、町が整備した町営墓地は、下舞木墓地と平沢町営墓地がございます。下舞木墓地の総区画数は266区画で、うち空区画は、返還等による2区画であります。平沢町営墓地の総区画数は91区画で、うち空区画は、遺骨を埋蔵する墓地がなく困窮している方のための予備区画として、10区画ございます。

2点目ですが、現在、各地区の共同墓地の現地調査を行い、空区画や無縁墓地の調査しております。既存の共同墓地の空区画を整理し、再整備ができないか地元とも相談した上で、町民の墓地需要に対応して参りたいと考えております。

あわせて、既存の町営墓地を拡張するなどして、墓地の確保に努めて参りたいと考えております。

3点目ですが、ペット霊園につきましては、第1の質問と関連すると思いますが、ペット霊園の現状や課題について調査を進め、その必要性を検討したいと考えております。

また、有害鳥獣慰霊碑につきましては、建立場所の提供など、町として可能な範囲で支援したいと考えております。

○議長 質問があればこれを許します。

影山初吉君。

○3番(影山初吉君) 1点目ですが、これは了解しました。

2点目ですが、今後の墓地に関する取組みについて、これは、私は、もっと幅広く聞いたつもりなんです、回答は、既存の町営墓地を拡張するなど、墓地の確保に努めたいと考えておりますということ、もっと広く私は質問したつもりなんです、その内容は、近年、墓地の形態が大きく変わってきていると思います。それは、都会などはロッカーに骨壺を安置するなど、マンション形式の墓地なんかもあるよと。あとは合葬墓、あとは共同墓、こういうのもどんどん核家族化で進んでいます。町でも、こういう新しい形の墓地を当然ペット霊園とあわせて、若者が多く住宅を今取得している西部地区あたりに、こういうモデルケースな墓地を建設すべきだと思うんです。既存のを整備して2つ、3つつくるなちゅう、そういうもっと前向きに、時代に合った墓地をやっぱりつくるべきだと思うんです。当然、残数が少ないんだから、新たな取組みということで、私は質問しているのは、そういう内容なんです。今本当に何回も言いますが、核家族化で、墓地なんかはもう面倒見れないんだと、

そういうときはもう合同の墓地をつくるんだと。あとは、合同で、合葬というんでしょうが、こういう墓地も今どんどんできてきております。そういう新たな取組みをしてもらいたいということで、第2の質問をしたわけですので、そういうことを踏まえながら、再度答弁をいただきます。

○議長 当局の答弁を求めます。

坂本副町長。

○副町長 お墓の多様化ということにつきましては、私どもでも承知してございます。住民課長、先ほど答弁の趣旨としては、全く全体を見ていないということはございません。まずは、墓地の種類について、一旦おさらいをしておきたいと思うんですが、公営墓地、町営墓地と普通呼んでおりますが、町で造成した下舞木のような墓地が一つ、あと昔は共同墓地で、法律改正後町営墓地に組み込まれた2つ目の町営墓地という形態がございます。3つ目には、宗教法人が経営している墓地があります。いわゆるお寺で経営している墓地であります。そういったものの総数をカウントすると、かなり基数が想定されます。

旺盛な需要は一方にあります、片方では無縁墓地化しているのもあるということでございますので、町営墓地につきましては、共同墓地につきましては、墓石墓の調査などもその一環としてやらせていただいております。

要は、そういった3つの形態の墓地があるわけで、平たくいうと、その需給、需要の調査をもう少しきめ細かくやるべきではないかなというふうにまず考えてございますので、先ほど言いました町営墓地の残り数、無縁墓地化しているところ、もう少し正確に把握したい、あとは、町内の宗教法人さんとも意見交換をして、お互いの持ち分といいますか、守備範囲も明らかにしておきたいというのがまず最初に検討すべきことかなと。それを踏まえて、どのくらいの規模の、いわゆる大規模な墓地、都市計画法に規定するような墓苑になるくらいの大きな規模もございます。そういったものは、そういった地道な需給の積み重ねで最終的には判断していくべきというふうに考えてございます。

今、ご意見にありました三春町西部、住宅需要が旺盛なところであります。今後、数十年すれば、一転今度は墓地需要が増えてくるというのは当然考えられますので、先ほど申しました町で行っている将来的な需給のある程度のもう少し正確な見通しをしつつ、大規模な墓苑の整備についても考えていくというのが基本的な考えであります。

申すまでもなく、大規模な墓苑となりますと、それなりの造成費用、財政的にいうと大きなリスクを抱えますので、その辺をもう少し慎重にやって、ある程度、具体化をしていって、また、町の考え方を述べる時期がくれば、またそういったお話をしてみたいなというふうに考えてございますので、ご理解をいただければというふうに考えてございます。

以上です。

○議長 質問あればこれを許します。

(ありませんの声あり)

…………… 散 会 宣 言 ……………

○議長 これにて、一般質問を終結いたします。

以上で、本日の日程は全て終了いたしましたので、散会といたします。ご苦労さまでありました。

(午後1時19分)

平成29年6月7日（水曜日）

1 出席議員は次のとおりである。

1 番 新 田 信 二	2 番 本 田 忠 良	3 番 影 山 初 吉
4 番 松 村 妙 子	5 番 山 崎 ふじ子	6 番 鈴 木 利 一
7 番 佐 藤 一 八	8 番 渡 辺 正 久	9 番 三 瓶 文 博
10 番 佐久間 正 俊	11 番 小 林 鶴 夫	12 番 橋 本 善 次
13 番 影 山 常 光	14 番 日下部 三 枝	15 番 佐 藤 弘
16 番 陰 山 丈 夫		

2 欠席議員は次のとおりである。

な し

3 職務のため議場に出席した者の職氏名は次のとおりである。

事 務 局 長 増子 伸一 書記 久保田 浩

4 地方自治法第 121 条の規定により説明のため議場に出席した者の職氏名は次のとおりである。

町 長	鈴 木 義 孝
副 町 長	坂 本 浩 之

総 務 課 長	伊 藤 朗	財 務 課 長	佐 藤 保 良
住 民 課 長	遠 藤 信 行	除 染 対 策 課 長	村 田 浩 憲
税 務 課 長	佐久間 孝 夫	保 健 福 祉 課 長	佐久間 美代子
子 育 て 支 援 課 長	影 山 敏 夫	産 業 課 長	新 野 徳 秋
建 設 課 長	宮 本 久 功	会 計 管 理 者 兼 会 計 室 長	安 部 良 明
企 業 局 長	滝 波 広 寿		

教 育 長	高 橋 正 美	教育次長兼教育課長	永 山 晋
生 涯 学 習 課 長	本 間 徹		

農 業 委 員 会 会 長	大 内 昭 喜
---------------	---------

代 表 監 査 委 員	村 上 弘
-------------	-------

5 議事日程は次のとおりである。

議事日程 平成29年6月7日（水曜日） 午後2時10分開会

第1 付託請願・陳情事件の委員長報告並びに審査

第2 付託議案の委員長報告

第3 議案の審議

議案第35号 専決処分につき議会の承認を求めることについて

議案第36号 専決処分につき議会の承認を求めることについて

議案第37号 専決処分につき議会の承認を求めることについて

議案第38号 三春町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第39号 三春町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

議案第40号 三春町障害支援区分認定審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第41号 人権擁護委員候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて

議案第42号 人権擁護委員候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて

議案第43号 平成29年度三春町一般会計補正予算（第1号）について

議案第44号 平成29年度三春町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について

議案第45号 平成29年度三春町介護保険特別会計補正予算（第1号）について

議案第46号 平成29年度三春町放射性物質対策特別会計補正予算（第1号）について

6 会議次第は次のとおりである。

（開会 午後2時10分）

○議長 ご苦勞様でございます。開会に先立ち、脱衣を許します。

……………・開 会 宣 言……………

○議長 ただいまより、本日の会議を開きます。

……………・付託陳情事件の委員長報告及び審査……………

○議長 日程第1により、付託請願・陳情事件の委員長報告並びに審査を行います。

初めに、委員会付託を省略し、全体会で審査した請願第1号「有害鳥獣等捕獲後の処理に関する請願」について、を議題といたします。

お諮りいたします。請願第1号は、採択といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長 異議なしと認めます。

よって請願第1号は、採択とすることに決しました。

続いて、付託陳情事件の報告ならびに審議を行います。

初めに、付託陳情事件の委員長報告を求めます。

総務常任委員長。

○総務常任委員長 総務常任委員会が3月定例会において付託を受け継続審査としていた陳情事件について、審査した経過と結果について報告いたします。

なお、審査については、6月2日、第1委員会室において開会いたしました。

陳情事件第3号 避難指示区域外避難者への避難住宅無償提供継続を求める意見書の提出について

陳情者 三春町字清水55 いのちを守る三春の会 代表 大河原 さき

本陳情は、次の事項を内容とする意見書の提出を求めるものであります。

陳情事項

- 1 政府と福島県は、原発事故による避難者向けの公営住宅や民間賃貸住宅の無償提供を継続し、現在の入居者に対して、2016年度末での退去を迫らないこと。
- 2 政府は「原発事故子ども・被災者生活支援法」を尊重し、抜本的な住宅支援制度を早急に確立すること。

以上について、慎重に審査いたしました結果、本陳情については、反対多数により不採択にすべきものと決しました。

なお、少数意見としては、「今年３月１７日の前橋地方裁判決で国に東京電力と同等の賠償責任が認められた。避難を希望されている方々には、国と東電の責任に於いて住宅支援を継続すべき。」との意見がありました。

以上、総務常任委員会の報告といたします。

○議長　ただいまの委員長報告に質疑があれば、これを許します。

（議長の声あり）

○議長　１５番佐藤弘君。

○１５番（佐藤弘君）　ただいま総務委員長が経過を述べ、最終的には不採択ということなんですけれども、３月定例会で継続を決めた。その後この案件については、３月末、要するに３月末で打ち切りされると。こういう案件なんですね。意見書、要望１番、２番とありまして、１番については、まさに２０１７年の年度末で打ち切られる。そのことについて、継続された案件でありますから、当然３月前にもう一度、打ち切られる前に、委員会を開いて然るべきと思うんですけれども、３月定例会で継続して、その後は６月２日の今定例会で審査と。したがって、すでに１の項目については、期間切れと。期間切れのものを審査するなどということは、ないはずなんですね。したがって、なぜ、３月前に委員会を開いてやらなかったのか、質問をいたします。

○議長　質問に対する常任委員長の答弁を求めます。

常任委員長。

○総務常任委員長　ただいまの質問なんですが、確かに避難指示区域外避難者への避難住宅無償提供というのは、平成２９年３月３１日でもって切れたわけですが、ただこの他に、国、県として、この避難者に対しての援助が継続されているというところもありましたので、その辺も踏まえて３月の３１日までは委員会を開かないで、６月の議会の委員会で判断しようということに至ったわけでございます。以上です。

○議長　ほかにありませんか。

（議長の声あり）

○議長　１５番佐藤弘君。

○１５番（佐藤弘君）　今の答弁なんですけれども、６月になって委員会で審査をして、その結果３月に打ち切られたやつを継続できると考えて６月に開いたのか、もうすでに終わっているからこれはもう戻すことができないというのが、誰が考えても終わったやつを議題として審査するなどということは無いんじゃないかと思しますので、再度お尋ねをいたします。

○議長　質問に対して、常任委員長、答弁を求めます。

常任委員長。

○総務常任委員長　ただいまの質問でございますが、確かにですね、平成２９年３月３１日でもって、この避難住宅への無償を打ち切るということを政府は申しましたが、確かにその間違いなく３１日で切れるということは誰にもわかりませんので、そのことを踏まえてきちっと結果が出てからもう一度審査してもよろしいのかなというふうに思いまして、委員長の判断でそうさせていただきました。以上です。

○議長　ほかにありませんか。

（なしの声あり）

○議長　無いようですので、以上で質疑を終結いたします。

討論があれば、これを許します。

(議長の声あり)

○議長 5番山崎ふじ子君。

○5番(山崎ふじ子君) 私は陳情事件第3号不採択について反対意見を述べたいと思います。

福島県は放射能に汚染されている事実を忘れてはいけないと思います。小さい子どもを持つ親の身になって考えていただきたいと思います。原発事故前の福島県の空間線量は0.035～0.046マイクロシーベルトでした。直近の三春町広報6月号によれば、測定地の線量は0.11～0.22マイクロシーベルトで、原発事故前の3～5倍になっております。放射線被爆にこれ以下なら安全だという閾値は無く、低線量だから安全ということはありません。また、測定は地上1メートルの高さで行われていますが、特に子どもは体が小さいため、地面に近いところで放射線を浴びます。被爆した際の年齢が小さいほうが、放射線によるDNAの損傷が大きいため、胎児、乳児、幼児、10代半ばくらいまでの成長期の子どもほど放射性物質の影響を受けやすいのであります。セシウム137の放射線量は、半減するのに30年かかります。今は明らかな被害が出てこないとしても、今後どうなるかは誰もわかりません。メルtdownしたデブリがどこにあるのかもわからず、原子力非常事態宣言が解除されてもいません。皆事故が収束して安全になったから大丈夫だと思って住んでいるわけではないと思います。次に大きな地震があれば、どうなるのかという不安を持っている方も多いはずで、自主避難の多くは、避難指示が出なかった、いわき市や中通りからの避難者で、原発事故による賠償は1人一律わずか8万円、18歳以下の子どもと妊婦は40万円のみで、全員自力で避難しています。母子だけで避難している例が多いため、生活するだけで貯蓄をする余裕がなかった家庭が多いのが現実です。ダブルワーク、トリプルワークをしていたお母さんも多いです。住宅の無償提供があったから生活できてきましたが、打ち切られた後は、福島県の支援があるといっても、民間賃貸住宅の家賃補助が、1年目は1ヶ月、上限3万円、2年目は上限2万円で、2年で打ち切られます。打ち切り後の支援策が整備されないまま強行され、問題の深刻化を招いている現状があります。避難者の住宅問題の担当である、県の生活拠点課は、自主避難者を借り上げ住宅から転居させ、次の住宅の契約を目的に訪問や電話による連絡をしているので、契約はしたものの敷金、礼金が払えない、4月からの家賃が払えない人などに対しての対応はされておらず、いまだ住居の決まらない世帯もあり、打ち切り後経済的に困窮した世帯の把握もされていません。避難当事者が運営にも関わっている東京の避難共同センターには、自主避難困窮者からのSOSが届いておりますが、自殺やホームレス、離婚、高齢による貧困などの深刻な事例が多くなっています。福島県も国も避難者の個別の状況把握とそれに対する支援策が整備されていない中で、住宅提供が打ち切られたため、問題が見えにくく深刻化している状況です。子ども被災者支援法の中で、第2条第2項被災者生活支援等施策は、被災者一人一人が第8条第1項の支援対象地域における居住、他の地域への移動及び移動前の地域への帰還についての選択を自らの意志によって行うことができるよう被災者がいずれかを選択した場合であっても、適切に支援するものでなければならないと述べております。避難するかしないか避難先から戻るか否かについて、被災者自身の自己決定権を認めておりますが、今まさにその自己決定権が踏みにじられている状況です。法に基づき社会的弱者となった原発事故による自主避難者の救済をするのが私たち議会と議員の役割ではないのでしょうか。国策によって原発を推進してきた国には事故の責任があり、被害者が避難するしないにかかわらず、被爆を避ける権利を保障しなければなりません。群馬控訴の前橋判決や、5月の被害者団体との政府交渉で、復興庁が原発事故は事業者である東電とそれを国策として進めてきた国の責任だと認めております。よって私は、陳情第3号について採択すべきと考え意見を述べるものであります。以上です。

○議長 本陳情事件に採択とすることに反対者の発言を許します。

(議長の声あり)

○議長 8 番渡辺正久君。

○8 番 (渡辺正久君) 私は、不採択に賛成の立場から意見を申し上げます。本陳情ですが、自主避難をしたいと思っけていても、色々な事情からできない方も数多くいたこと。避難指示区域の解除が進み、精神的賠償のあり方が避難指示解除後 1 年分までになったこと、また、限定的な支援に変更にはなりましたが、自主避難者に対する支援策も示されたことなど、総合的に考えました。ただし、この件には多くの意見があるのも承知しておりましたので、注視してまいりましたが、該当になられた方々も、それぞれ対応されているなど、これなどを含め考慮した結果、不採択に賛成との結論に至りました。ご理解の上ご賛同をくださるようお願いをいたします。

○議長 次に、賛成討論はありませんか。

(議長の声あり)

○議長 1 5 番佐藤弘君。

○1 5 番 (佐藤弘君) 不採択に反対の立場で申し上げます。ただいまの不採択の理由について、避難したくともできない人もいた。したがって避難した人が戻ってこない、それは勝手だみたいな話になるのか。したがって打ち切りされてもそれはしょうがないんじゃないかと。そういう内容になると、私は大変な話だなと思うんです。というのは、現在、避難解除区域で、帰って良いよと。帰ってる人もいます。帰らない人もいます。帰らない人が悪いと。こういうことになるんですね。帰ってる人がいるんだから、帰らない人はだめよと。補償なんて言うのは無いよと。帰れるんだから帰るなさい、そういう風な理屈と同じくなるんですよ。避難してる人が悪い。何も避難一時してもう帰ってきてる人がいっぱいいるんだから、帰ってこないのは勝手みたいな話になるのは私は非常に問題だと。やっぱり帰れない、避難して帰れないそれなりの理由があるし、ある意味ではやっぱり小さい子どもも抱えている人が多く避難をしているわけですね。したがって、そういう事情を十二分に鑑み結論を出さなきゃない。そういう中では、やっぱりそういう意味での困っている人を救うと。これが基本だと思います。そういう意味で、特に、ここで出している 2 項ですね。『政府は「原発事故子ども被災者生活支援法」を尊重し、抜本的な住宅支援制度を早急に確立すること。』と。まさにこのとおりお願いをすると。こういう立場で不採択に反対の意見を述べさせていただきます。以上です。

○議長 次に、反対討論はありませんか。

(議長の声あり)

○議長 3 番影山初吉君。

○3 番 (影山初吉君) 採択に反対の立場から意見を述べます。今年 3 月をもって、確かに住宅無償提供は打ち切られましたが、その後もですね、政府、県は弱者対策としまして、1 8 歳未満の子どもがいるとか、妊婦さん、後は経済的に困難、こういう人の支援は続けております。3. 1 1 から 6 年経った今、確かにこの原発事故が無ければ、避難することなく、何ら問題なく生活されておったということは承知しておりますが、反面ですね、いろんな事情で先ほどもお話しされましたが、9 9, 9 %の町民がこの現地で頑張って、放射能と闘いながら頑張ってたよと。そういう姿を見れば、確かに、原発事故で避難された気持ちもわかりますが、この辺で一区切りを付けるべきであろうということで、今後も県、国の支援策を注視しながら、ここでは、私は、採択に反対の立場をとりました。以上であります。

○議長 次に、賛成討論はありませんか。

無いようですので、以上で討論を終結いたします。

それでは、陳情第 3 号「避難指示区域外避難者への避難住宅無償提供継続を求める意見書

の提出について」の取り扱いについて採決いたします。

本件陳情に対する委員長の報告は、不採択であります。

したがいまして、原案について採決いたします。

陳情第3号は、原案のとおり採択とすることに賛成の方の起立を求めます。

原案についての賛成です。

(起立3名)

5番 山崎 ふじ子議員、 6番 鈴木 利一議員、 15番 佐藤 弘議員

○議長 起立少数であります。

よって、陳情第3号は不採択とすることに決しました。

引き続き付託陳情事件の委員長報告を求めます。

経済建設常任委員長。

○経済建設常任委員長 経済建設常任委員会が6月定例会において、付託を受けた陳情事件について、その審査の経過と結果について、報告いたします。

なお、審査については、6月2日、第4委員会室において開会いたしました。

陳情第4号 農業者戸別所得補償制度の復活をもとめる陳情

陳情者 郡山市大槻町字六角北19番14 郡山地方農民連 会長 宗像 孝

本陳情は、米価が生産費を大きく下回る水準に下落し、生産者及び流通業者の経営が立ち行かない状況となっている中、国は販売農業者に対して、生産に要する費用と販売価格との差額を交付する制度「経営所得安定対策」を平成30年度産米から廃止するとしたことから、国民の食料と地域経済、環境と国土を守ることを求め、次の事項について要望しようとするものであります。

1. 農業者戸別所得補償制度を復活させること。

以上について、産業課長の同席を求め、慎重に審査いたしました結果、本陳情については、全員一致、不採択すべきものと決しました。

以上、経済建設常任委員会の報告といたします。

○議長 ただいまの委員長報告に質疑があれば、これを許します。

(議長の声あり)

○議長 3番影山初吉君。

○3番(影山初吉君) 陳情に対して、全員一致、不採択だということですが、もっと詳しく審査経過についてお聞きいたします。

○議長 質問に対する常任委員長の答弁を求めます。

常任委員長。

○経済建設常任委員長 審査経過を報告いたします。農業者戸別所得補償制度は平成23年度、民主党政権時に創設導入された制度であり、その後自民、公明党の連立に政権交代した際、この制度の見直しがされ、平成26年度からは経営所得安定対策という名前に変わり現在に至っております。

本陳情は、平成29年2月の福島県議会において審議され、不採択になっております。

本陳情は、平成23年度から平成25年度まで導入されていた農業者戸別所得補償制度の復活であり、自公政権に変わって、経営所得安定化対策に切り替えて制度を実施してきた経緯から、それ以前の制度に立ち返って復活という趣旨には添い難いため、不採択すべきものと決しました。

○議長 ほかにございませんか。

無いようですので、以上で質疑を終結いたします。

討論があれば、これを許します。

(議長の声あり)

○議長 3番影山初吉君。

○3番(影山初吉君) 陳情に対し賛成すべきという観点から質問いたします。

減反政策は29年度で終了しまして、その後は自主努力で米を作りなさいということだと思っておりますが、今の委員長報告の中で、以前は戸別所得補償制度だったよと。今度経営安定対策に切り替えたんだということで、10aあたり7,500円の交付金ということで引き下げられたということで、農家に対する補償が29年度で打ち切られんだよということで、私も農家の一人として、こうということで、安い米だからもう作らないよと、支援が無いんだから作らないよということになれば、耕作放棄地なんかもどんどん増えていくと思いますし、農家の自主努力だけではどうにもならないと思うんですね。当然これから資材を安くすつとか、農協改革とか、いろいろ国ではやると思いますが、やっぱり補償制度はやっぱり要求していくのが農家として当然だと思うんですが、私はそういう観点から、陳情に対して、賛成してもらいたいという立場から意見を述べさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長 本陳情に、採択の反対者の発言を許します。

ありませんか。

無いようですね。

それでは、陳情第4号「農業者戸別所得補償制度の復活をもとめる陳情」の取り扱いについて採決いたします。

本件陳情に対する委員長の報告は、不採択であります。

したがいまして、原案について採決いたします。

陳情第4号は、原案のとおり採択とすることに賛成の方の起立を求めます。

(起立7名)

2番 本田 忠良議員、 3番 影山 初吉議員、 5番 山崎ふじ子議員

6番 鈴木 利一議員、 7番 佐藤 一八議員、 8番 渡辺 正久議員

11番 小林 鶴夫議員

○議長 起立少数であります。

したがいまして、陳情第4号は不採択とすることに決しました。

次に、委員会付託を省略し、全体会で審査した陳情第2号「役場庁舎の早期着工及び早期完成を求める陳情」についてを議題といたします。

お諮りいたします。

陳情第2号は、不採択といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、陳情第2号は不採択とすることに決しました。

…………… 付託議案の委員長報告 ……………

○議長 日程第2により、付託議案の委員長報告を求めます。

総務常任委員長。

○総務常任委員長 総務常任委員会が本定例会において付託を受けた議案について、その審査の経過と結果について報告いたします。

なお、本委員会は6月1日に日程設定を行い、6月2日及び7日の3日間、第1委員会室において開会いたしました。

議案第36号 専決処分につき議会の承認を求めることについて

税務課長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり承認すべきものと決しました。

議案第37号 専決処分につき議会の承認を求めることについて

総務課長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり承認すべきものと決しました。

議案第43号 平成29年度三春町一般会計補正予算（第1号）について

財務課長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、総務常任委員会の報告といたします。

○議長 経済建設常任委員長。

○経済建設常任委員長 経済建設常任委員会が本定例会において、会議規則の規定により付託を受けた議案について、その審査の経過と結果について報告いたします。

なお、本委員会は6月1日に日程設定を行い、6月2日及び7日の3日間、第4委員会室において開会いたしました。

議案第43号 平成29年度三春町一般会計補正予算（第1号）について

建設課長、産業課長の出席を求め、本案について詳細な説明を受けました。

慎重に審査いたしました結果、所管に係る事項について、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、経済建設常任委員会の報告といたします。

○議長 文教厚生常任委員長。

○文教厚生常任委員長 文教厚生常任委員会が本定例会において、会議規則の規定により付託を受けた議案について、その審査の経過と結果について報告いたします。

なお、本委員会は、6月1日に日程設定を行い、6月2日及び7日の3日間、第3委員会室において開会いたしました。

議案第35号 専決処分につき議会の承認を求めることについて

議案第38号 三春町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第39号 三春町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

議案第40号 三春町障害支援区分認定審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第44号 平成29年度三春町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について

議案第45号 平成29年度三春町介護保険特別会計補正予算（第1号）について

以上6案について、保健福祉課長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり承認及び可決すべきものと決しました。

議案第43号 平成29年度三春町一般会計補正予算（第1号）について

教育次長、生涯学習課長、住民課長、子育て支援課長及び保健福祉課長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、所管に係る事項について、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第46号 平成29年度三春町放射性物質対策特別会計補正予算（第1号）について

除染対策課長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、文教厚生常任委員会の報告といたします。

○議長　なお、議案第４１号及び４２号の２議案につきましては、委員会に付託せず、全体会で審査を行いましたので申し添えます。

……………議案の審議……………

○議長　日程第３により、議案の審議を行います。

議案第３５号「専決処分につき議会の承認を求めることについて」を議題といたします。

これより質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長　質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長　討論なしと認めます。

これより、議案第３５号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長　異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり承認されました。

議案第３６号「専決処分につき議会の承認を求めることについて」を議題といたします。

これより質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長　質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長　討論なしと認めます。

これより、議案第３６号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長　異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり承認されました。

議案第３７号「専決処分につき議会の承認を求めることについて」を議題といたします。

これより質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長　質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長　討論なしと認めます。

これより、議案第３７号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長　異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり承認されました。

議案第３８号「三春町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第38号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第39号「三春町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第39号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第40号「三春町障害支援区分認定審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第40号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第41号「人権擁護委員候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、人事案件でありますので、討論を省略して採決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

これより、議案第41号を採決いたします。

本案は、適任ということで、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり、「渡辺^{ひろし}裕」氏を人権擁護委員候補者として推薦することについては、適任という意見を付することに決定いたしました。

議案第42号「人権擁護委員候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、人事案件でありますので、討論を省略して採決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

これより、議案第42号を採決いたします。

本案は、適任ということで、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり、「影山福夫」氏を人権擁護委員候補者として推薦することについては、適任という意見を付することに決定いたしました。

議案第43号「平成29年度三春町一般会計補正予算(第1号)について」を議題といたします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第43号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第44号「平成29年度三春町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について」を議題といたします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第44号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第45号「平成29年度三春町介護保険特別会計補正予算（第1号）について」を議題といたします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第45号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第46号「平成29年度三春町放射性物質対策特別会計補正予算（第1号）について」を議題といたします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第46号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

ただいま、総務・経済建設・文教厚生常任委員長並びに議会運営委員会委員長より、所管に係る事項について、会議規則第71条の規定により、閉会中の審査、調査について、別紙のとおり申し出がありましたので、閉会中の審査、調査に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、各常任委員会委員長並びに議会運営委員会委員長より申し出のとおり、所管に係る事項

について、閉会中の審査、調査に付することに決定いたしました。

○議長　ただいま、桜川河川改修対策・三春町町立学校再編等調査・三春町議会広報広聴特別委員会委員長より、所管に係る事項について、会議規則第71条の規定により、閉会中の審査、調査について、別紙のとおり申し出がありましたので、閉会中の審査、調査に付することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長　異議なしと認めます。

よって、各特別委員会の委員長より申し出のとおり、所管に係る事項について、閉会中の審査、調査に付することに決定いたしました。

……………町長挨拶……………

○議長　本定例会の会議に付された事件は、全て終了いたしました。

ここで町長より発言があれば、これを許します。

鈴木町長。

○町長　6月定例会提案いたしました全議案精力的に審査をしていただきまして、承認、適任、そして可決をしていただきましてありがとうございます。可決をしていただいた議案、あるいは予算等につきましては、速やかに執行をして参りたいと、このように考えておりますので、これからもよろしくお願いを申し上げてあいさつにいたします。

……………閉会宣言……………

○議長　これをもって、平成29年三春町議会6月定例会を閉会といたします。

（閉会　午後3時05分）

上記、会議の経過を記載して相違ないことを証するためここに署名する。

平成29年6月7日

福島県田村郡三春町議会

議　　長　陰　山　丈　夫

署　名　議　員　影　山　常　光

署　名　議　員　日　下　部　三　枝

議 案 審 議 結 果 一 覧 表

議案番号	件 名	採決	議決の状況
議案第 3 5 号	専決処分につき議会の承認を求めることについて	全 員	承 認
議案第 3 6 号	専決処分につき議会の承認を求めることについて	全 員	承 認
議案第 3 7 号	専決処分につき議会の承認を求めることについて	全 員	承 認
議案第 3 8 号	三春町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	全 員	原案可決
議案第 3 9 号	三春町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	全 員	原案可決
議案第 4 0 号	三春町障害支援区分認定審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例の制定について	全 員	原案可決
議案第 4 1 号	人権擁護委員候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて	全 員	適 任
議案第 4 2 号	人権擁護委員候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて	全 員	適 任
議案第 4 3 号	平成 2 9 年度三春町一般会計補正予算（第 1 号）について	全 員	原案可決
議案第 4 4 号	平成 2 9 年度三春町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について	全 員	原案可決
議案第 4 5 号	平成 2 9 年度三春町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について	全 員	原案可決
議案第 4 6 号	平成 2 9 年度三春町放射性物質対策特別会計補正予算（第 1 号）について	全 員	原案可決